

旅客営業規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第38号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 「運賃先払いカード」とは、当社線の運賃及び料金を支払うために使用することができる当社発行の磁気式証票をいう。</p> <p>(5) 「SF」とは、乗車証票に記録される金銭的価値で、運賃及び料金の支払い等に充当するものをいう。</p> <p>(7) 「プリペイド」とは、当社線を乗車した場合の運賃及び料金をSFにて支払うことをいう。</p> <p>(9) 「ポストペイ」とは、IC証票で当社線を乗車した場合の運賃及び料金を後払いすることをいう。</p> <p>(運賃及び料金前払の原則)</p> <p>第4条 当社線に乗車しようとする者は、あらかじめ現金をもって所定の運賃及び料金を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃及び料金を当該各号に定める証券等によって支払うことができる。</p> <p>(1) 普通運賃及び料金 当社の発行する乗車証票 当社が承認する2次元コード型モバイル電子マネー（小児の特割運賃及び料金を除く。）</p> <p>(3) 定期運賃及び料金 当社が承認するクレジットカード</p> <p>(4) 団体運賃及び料金 当社が特に認めた小切手等</p> <p>3 ポストペイ式IC証票を使用する場合は、第1項の定めによらず、運賃及び料</p>	<p>旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第38号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 「運賃先払いカード」とは、当社線の運賃を支払うために使用することができる当社発行の磁気式証票をいう。</p> <p>(5) 「SF」とは、乗車証票に記録される金銭的価値で、運賃の支払い等に充当するものをいう。</p> <p>(7) 「プリペイド」とは、当社線を乗車した場合の運賃をSFにて支払うことをいう。</p> <p>(9) 「ポストペイ」とは、IC証票で当社線を乗車した場合の運賃を後払いすることをいう。</p> <p>(運賃前払の原則)</p> <p>第4条 当社線に乗車しようとする者は、あらかじめ現金をもって所定の運賃を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃を当該各号に定める証券等によって支払うことができる。</p> <p>(1) 普通運賃 当社の発行する乗車証票 当社が承認する2次元コード型モバイル電子マネー（小児の特割運賃を除く。）</p> <p>(3) 定期運賃 当社が承認するクレジットカード</p> <p>(4) 団体運賃 当社が特に認めた小切手等</p> <p>3 ポストペイ式IC証票を使用する場合は、第1項の定めによ</p>	

金を後払いできるものとし、その取扱いについてはIC証票取扱規則（以下「IC証票規則」という。）の定めるところによる。

（当該乗車に適用する規定）

第5条 旅客の運送等の契約は、別に定める場合を除き、前条の規定により運賃及び料金を支払い、乗車券の交付を受けたときに成立し、旅客は契約成立後に当社線に乗車することができる。

（運賃及び料金の計算）

第13条 運賃及び料金を計算する場合、1円未満の数は円単位に切り上げて計算する。

2 前項により運賃及び料金を計算した場合において、10円未満の数が生じ、このは数を整理する必要があるときは、10円単位に4捨5入する。

### 第3章 運賃及び料金

（運賃及び料金の種類）

第46条 運賃及び料金の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるところによる。

#### （6）鉄道駅バリアフリー料金

ア 第1号アに加算する料金

イ 第1号イに加算する料金

ウ 第3号アに加算する料金

エ 第3号ウに加算する料金

オ 第3号エに加算する料金

カ 第4号アに加算する料金

キ 第4号イに加算する料金

ク 第5号に加算する料金

らず、運賃を後払いできるものとし、その取扱いについてはIC証票取扱規則（以下「IC証票規則」という。）の定めるところによる。

（当該乗車に適用する規定）

第5条 旅客の運送等の契約は、別に定める場合を除き、前条の規定により運賃を支払い、乗車券の交付を受けたときに成立し、旅客は契約成立後に当社線に乗車することができる。

（運賃の計算）

第13条 運賃を計算する場合、1円未満の数は円単位に切り上げて計算する。

2 前項により運賃を計算した場合において、10円未満の数が生じ、このは数を整理する必要があるときは、10円単位に4捨5入する。

### 第3章 運賃

（運賃の種類）

第46条 運賃の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるところによる。

(運賃に対する料金の取扱について)

第46条の2 料金は、運賃に加算して収受する。なお、料金のみでは収受しない。

(旅客の年齢区分、運賃及び料金の徴収)

第53条 運賃及び料金は旅客の年齢を次のとおり区分して徴収する。

- 前項の規定による幼児であっても、次の各号の1に該当するときは、これを小児とみなして相当運賃及び料金を徴収する。
- 乳児及び前項各号の1に該当しない幼児については、運賃及び料金を徴収しない。

第2節 普通運賃及び料金

(普通運賃に加算する料金)

第54条の2 第46条第6号アに規定する料金は次のとおりとする。

	大人	小児
<u>1区</u>	円10	円10
<u>2区</u>	10	0
<u>3区</u>	10	10
<u>4区</u>	10	0
<u>5区</u>	10	10

(特割運賃)

第55条 特割運賃は、次のとおりとする。

(特割運賃に加算する料金)

第55条の2 第46条第6号イに規定する料金は次のとおりとする。

	大人	小児
<u>1区</u>	円10	円0
<u>2区</u>	0	0

(旅客の年齢区分及び運賃の徴収)

第53条 運賃は旅客の年齢を次のとおり区分して徴収する。

- 前項の規定による幼児であっても、次の各号の1に該当するときは、これを小児とみなして相当運賃を徴収する。
- 乳児及び前項各号の1に該当しない幼児については、運賃を徴収しない。

第2節 普通運賃

(特割運賃)

第55条 特割運賃は、次のとおりとする。

3区	10	10
4区	0	0
5区	10	0

(被救護者及び付添人に対する運賃及び料金の割引の特例)

第56条 被救護者が6歳未満の場合は、被救護者は無賃とし、付添人のみ運賃及び料金の割引を行う。

2 被救護者の付添人が同区間(乗車区間を包含する場合を含む。)について有効な乗車券等を所持している場合は、被救護者に対して単独で運賃及び料金の割引を行う。

(介護人に対する運賃及び料金の割引の特例)

第57条 身体障がい者等の介護人に対する運賃及び料金の割引の特例については、身障等割引規則に定めるところによる。

#### 第4節 定期運賃及び料金

(通勤定期運賃に加算する料金)

第59条の2 第46条第6号ウに規定する料金は次のとおりとする。

	大人			小児		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
1区	円 380	円 1,090	円 2,060	円 190	円 550	円 1,030
2区	380	1,080	2,060	190	540	1,030
3区	380	1,080	2,060	190	540	1,030
4区	380	1,080	2,060	190	540	1,030

(被救護者及び付添人に対する運賃の割引の特例)

第56条 被救護者が6歳未満の場合は、被救護者は無賃とし、付添人のみ運賃の割引を行う。

2 被救護者の付添人が同区間(乗車区間を包含する場合を含む。)について有効な乗車券等を所持している場合は、被救護者に対して単独で運賃の割引を行う。

(介護人に対する運賃の割引の特例)

第57条 身体障がい者等の介護人に対する運賃の割引の特例については、身障等割引規則に定めるところによる。

#### 第4節 定期運賃

区						
5区	380	1,080	2,050	190	540	1,020

(特割通勤定期運賃に加算する料金)

第60条の2 第46条第6号エに規定する料金は次のとおりとする。

	大人			小児		
	1か 月	3か 月	6か 月	1か 月	3か 月	6か 月
1区	円 190	円 550	円 1,030	円 100	円 280	円 510
2区	190	540	1,030	90	270	510
3区	190	540	1,030	90	270	520
4区	190	540	1,030	90	270	520
5区	190	540	1,020	100	270	510

(特定区間の定期運賃に加算する料金)

第61条の2 特定区間の定期運賃に加算する料金は次のとおりとする。

(1) 特定区間の第46条第6号ウに規定する料金

区間	料金	大人			小児		
		1か 月	3か 月	6か 月	1か 月	3か 月	6か 月
南森町～今里(谷町)	通勤定期運賃	円	円	円	円	円	円

九丁目又は日本橋経由)	に加算する料金	380	1,080	2,060	190	540	1,030
-------------	---------	-----	-------	-------	-----	-----	-------

(2) 特定区間の第46条第6号エに規定する料金

区間	料金	大人			小児		
		1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
南森町～今里（谷町九丁目又は日本橋経由）	通勤定期運賃に加算する料金	円 190	円 540	円 1,030	円 90	円 270	円 510

第62条 共通全線定期運賃及び発売額は、次のとおりとする。なお、発売額は料金及び大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）における共通全線定期運賃との併算額とする。

- 1か月 9,990円 （発売額 17,220円）
- 3か月 28,500円 （発売額 49,100円）
- 6か月 53,900円 （発売額 93,000円）

(共通全線定期運賃に加算する料金)

第62条の2 第46条第6号オに規定する料金は次のとおりとする。

- 1か月 430円
- 3か月 1,200円
- 6か月 2,400円

第5節 1日乗車運賃及び料金

第63条 1日乗車運賃及び発売額は、次のとおりとする。なお、発売額は料金及びシティバスにおける1日乗車運賃との併算額とする。

- 大人 410円 （発売額 820円）
- 小児 160円 （発売額 310円）

第62条 共通全線定期運賃及び発売額は、次のとおりとする。なお、発売額は大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）における共通全線定期運賃との併算額とする。

- 1か月 9,990円 （発売額 16,790円）
- 3か月 28,500円 （発売額 47,900円）
- 6か月 53,900円 （発売額 90,600円）

第5節 1日乗車運賃

第63条 1日乗車運賃及び発売額は、次のとおりとする。なお、発売額はシティバスにおける1日乗車運賃との併算額とする。

- 大人 410円 （発売額 800円）
- 小児 160円 （発売額 300円）

大人 310円 (発売額 620円)

(1日乗車運賃に加算する料金)

第63条の2 第46条第6号カ及びキに規定する料金は次のとおりとする。

(1) 1日乗車券(エンジョイエコカード)

大人 20円

小児 10円

(2) 1日乗車券(エンジョイエコカード)土日祝

大人 20円

第6節 団体運賃及び料金

(団体運賃に加算する料金)

第64条の2 第46条第6号クに規定する料金は次のとおりとする。

	学生団体		普通団体		
	幼児、児童、生徒及び 学生		教職員及び付 添人	大人	小児
	大人	小児	大人		
<u>1区</u>	<u>円8</u>	<u>円8</u>	<u>円9</u>	<u>円9</u>	<u>円9</u>
<u>2区</u>	<u>8</u>	<u>0</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>0</u>
<u>3区</u>	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>9</u>
<u>4区</u>	<u>8</u>	<u>0</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>0</u>
<u>5区</u>	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>9</u>

(団体運賃及び料金の計算方法)

第65条 団体運賃及び料金の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 大人の団体運賃及び料金は、乗車区間に対する1人当たり団体運賃及び料金に団体総人員を乗じた額とする。

大人 310円 (発売額 600円)

第6節 団体運賃

(団体運賃の計算方法)

第65条 団体運賃の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 大人の団体運賃は、乗車区間に対する1人当たり団体運賃に団体総人員を乗じた額とする。

(2) 小児の団体運賃及び料金は、乗車区間に対する1人当たり団体運賃及び料金の合計額に団体総人員を乗じた額とする。

(3) 大人、小児混合の団体運賃及び料金は、大人、小児各別に前各号の規定により算出した額を合算した額とする。

(乗車券の効力の特例)

第67条 乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず使用することができる。

(1) 大人用の乗車券を小児が使用する場合。ただし、この場合運賃及び料金の差額については、払戻しの請求はできない。

(3) 乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車し、又は途中駅において下車する場合。ただし、この場合、不乗車区間の運賃及び料金の払戻しの請求はできない。

(乗継駅での乗継)

第73条 第71条の規定にかかわらず、旅客は、第48条に定める乗継駅において、相互に乗り継ぐことができる。ただし、普通券又は回数券を所持する旅客が、乗継駅相互間の乗り継ぎに要する時間が30分を超えた場合は、当該乗継駅で乗り継ぐことができない。

2 前条の規定にかかわらず、普通券又は回数券を所持する旅客が、う回のため乗継駅相互間を乗り継ぐ場合において、発駅から当該乗継駅までの運賃及び料金が、乗車する発着駅相互間の普通運賃及び料金を超える場合は、当該乗車券で乗り継ぐことができない。

(乗車券の表示事項)

第86条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 運賃と料金の合算額

(駅名の表示)

第88条 乗車券の駅名の表示は、次のとおりとする。

(2) 小児の団体運賃は、乗車区間に対する1人当たり団体運賃に団体総人員を乗じた額とする。

(3) 大人、小児混合の団体運賃は、大人、小児各別に前各号の規定により算出した額を合算した額とする。

(乗車券の効力の特例)

第67条 乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず使用することができる。

(1) 大人用の乗車券を小児が使用する場合。ただし、この場合運賃の差額については、払戻しの請求はできない。

(3) 乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車し、又は途中駅において下車する場合。ただし、この場合、不乗車区間の運賃の払戻しの請求はできない。

(乗継駅での乗継)

第73条 第71条の規定にかかわらず、旅客は、第48条に定める乗継駅において、相互に乗り継ぐことができる。ただし、普通券又は回数券を所持する旅客が、乗継駅相互間の乗り継ぎに要する時間が30分を超えた場合は、当該乗継駅で乗り継ぐことができない。

2 前条の規定にかかわらず、普通券又は回数券を所持する旅客が、う回のため乗継駅相互間を乗り継ぐ場合において、発駅から当該乗継駅までの運賃が、乗車する発着駅相互間の普通運賃を超える場合は、当該乗車券で乗り継ぐことができない。

(乗車券の表示事項)

第86条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 運賃

(駅名の表示)

第88条 乗車券の駅名の表示は、次のとおりとする。



(2) 発駅名及び着駅名を別に定める駅名入り発売日付印により、又、着駅名を「2区間ゆき」又は「〇〇円区間ゆき」等運賃区間により表示することができる。

(普通券の様式)

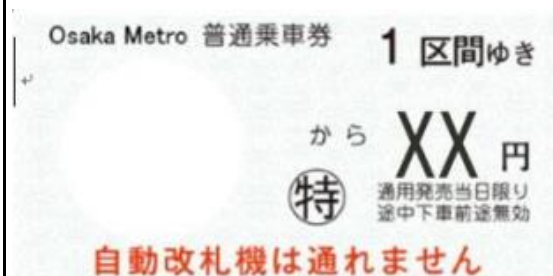
第90条 普通券の様式は、次のとおりとする。

(1) 窓口用

ア 特割券大人用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm

裏面



正規の証明書をお持ちにならないときは  
通用いたしません。

イ 特割券小児用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm

裏面

(2) 普通券の発着駅名は、運賃同額地帯の最遠駅を表示するものとする。ただし、当該2駅以上を共通の着駅として表示することがある。

(3) 発駅名及び着駅名を別に定める駅名入り発売日付印により、又、着駅名を「2区間ゆき」又は「〇〇円区間ゆき」等運賃区間により表示することができる。

(普通券の様式)

第90条 普通券の様式は、次のとおりとする。

(1) 窓口用

ア 特割券大人用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm

裏面



自動改札機は通れません

正規の証明書をお持ちにならないときは  
通用いたしません。

イ 特割券小児用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm

裏面



正規の証明書をお持ちにならないときは  
 通用いたしません。



正規の証明書をお持ちにならないときは  
 通用いたしません。

(2) 自動券売機用

ア 大人用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm

(2) 自動券売機用

ア 大人用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



イ 小児用



イ 小児用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



ウ 特割券大人用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



(定期券の様式)

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



ウ 特割券大人用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



(定期券の様式)

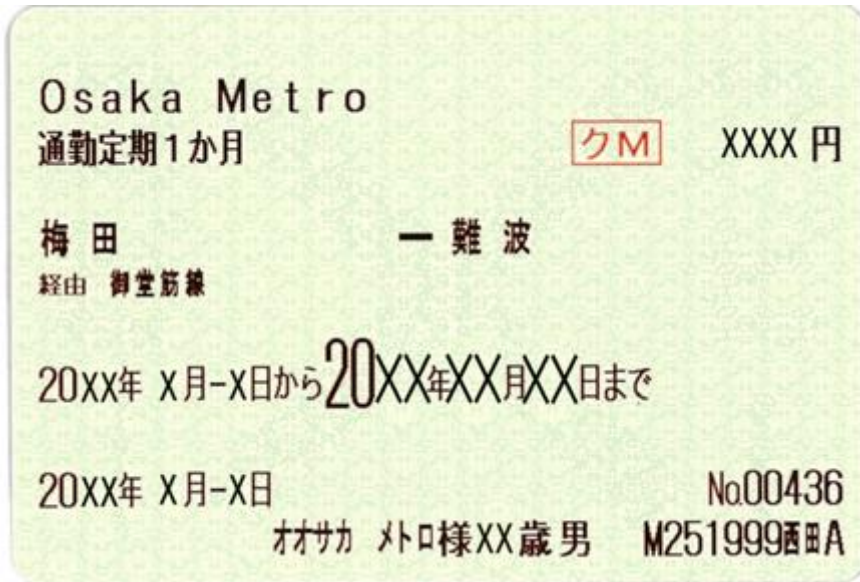


第92条 定期券の様式は、次のとおりとする。

(1) 通勤用

縦 5.75 cm

横 8.5 cm



(2) 通学用

縦 5.75 cm

横 8.5 cm

第92条 定期券の様式は、次のとおりとする。

(1) 通勤用

縦 5.75 cm

横 8.5 cm



(2) 通学用

縦 5.75 cm

横 8.5 cm



(3) 共通全線用  
縦 5.75 cm  
横 8.5 cm



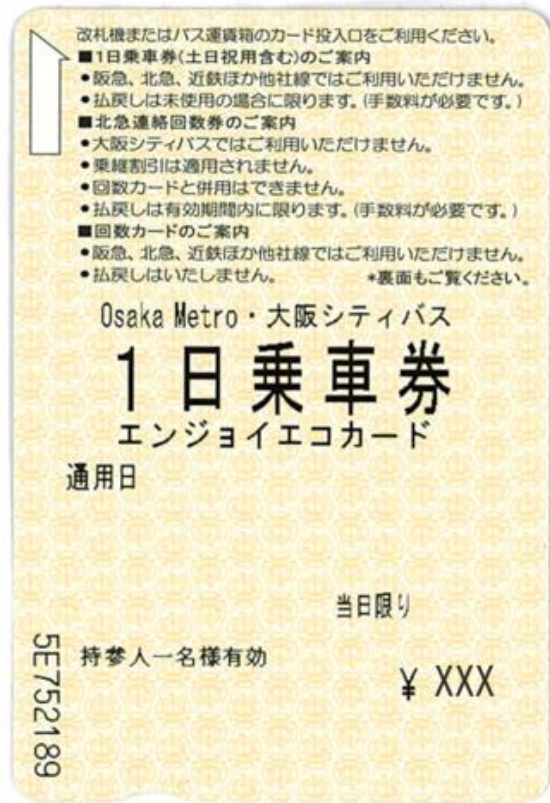
(3) 共通全線用  
縦 5.75 cm  
横 8.5 cm





イ 自動券売機用

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



イ 自動券売機用

縦 8.5 cm 横 5.75 cm

イ 自動券売機用

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



イ 自動券売機用

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



(団体券の様式)

第94条 団体券の様式は、次のとおりとする。

(1) 団体券

縦 29.7 cm      横 21.0 cm



(団体券の様式)

第94条 団体券の様式は、次のとおりとする。

(1) 団体券

縦 29.7 cm      横 21.0 cm







(イ)小児用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



### 第1節 通則

(乗車変更等の取扱い)

第101条 乗車変更等本章に規定する取扱いは、駅において行う。ただし、運賃**及****び**料金の払戻しは、乗車中止駅等本章に規定する駅に限って、取り扱うものとする。



(イ)小児用

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



### 第1節 通則

(乗車変更等の取扱い)

第101条 乗車変更等本章に規定する取扱いは、駅において行う。ただし、運賃の払戻しは、乗車中止駅等本章に規定する駅

る。

(払戻しの期限)

第102条 旅客は、運賃及び料金の払戻しを請求できる場合であっても、当該乗車券が発売の日の翌日から起算して1年を経過したときは、払戻しを請求することができない。

(払戻しの限度額)

第103条 旅客から運賃及び料金の払戻しの請求があった場合は、旅客が実際に支払った運賃及び料金の額を限度として取り扱う。

(乗車変更等をした乗車券について追徴又は払戻しをする場合の計算方法)

第104条 乗車変更等の取扱いをした乗車券について、運賃及び料金の追徴又は払戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を当初から購入しているものとみなして計算する。

(運賃及び料金払戻しに伴う割引証等の返還)

(別途乗車)

第108条 旅客が前条に規定する乗車変更以外の取扱いを請求した場合は、別途乗車として取り扱う。乗車変更の取扱いについて制限のある乗車券を所持する旅客が、その制限を超える乗車をした場合も同様とする。

2 別途乗車の取扱いをする場合、別途乗車区間を1乗車区間とする相当の運賃及び料金を収受する。

(乗越し)

第109条 旅客は、あらかじめ係員の承諾を受け、1回に限って、所持する普通券に表示された着駅を、その着駅を越えた駅に変更(以下「乗越し」という。)することができる。

2 乗越しの取扱いをする場合、原乗車券に対するすでに収受した普通運賃及び料金と発駅から乗越し着駅までの区間に対する普通運賃及び料金との差額を収受する。

に限って、取り扱うものとする。

(払戻しの期限)

第102条 旅客は、運賃の払戻しを請求できる場合であっても、当該乗車券が発売の日の翌日から起算して1年を経過したときは、払戻しを請求することができない。

(払戻しの限度額)

第103条 旅客から運賃の払戻しの請求があった場合は、旅客が実際に支払った運賃の額を限度として取り扱う。

(乗車変更等をした乗車券について追徴又は払戻しをする場合の計算方法)

第104条 乗車変更等の取扱いをした乗車券について、運賃の追徴又は払戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を当初から購入しているものとみなして計算する。

(運賃払戻しに伴う割引証等の返還)

(別途乗車)

第108条 旅客が前条に規定する乗車変更以外の取扱いを請求した場合は、別途乗車として取り扱う。乗車変更の取扱いについて制限のある乗車券を所持する旅客が、その制限を超える乗車をした場合も同様とする。

2 別途乗車の取扱いをする場合、別途乗車区間を1乗車区間とする相当の運賃を収受する。

(乗越し)

第109条 旅客は、あらかじめ係員の承諾を受け、1回に限って、所持する普通券に表示された着駅を、その着駅を越えた駅に変更(以下「乗越し」という。)することができる。

2 乗越しの取扱いをする場合、原乗車券に対するすでに収受した普通運賃と発駅から乗越し着駅までの区間に対する普通運賃との差額を収受する。

(方向変更及び経路変更)

第110条 旅客は、あらかじめ係員の承諾を受け、1回に限って、所持する普通券に表示された着駅を、その着駅と異なる方向の駅に変更(以下「方向変更」という。)し、または表示された経路を、その経路と異なる経路に変更(以下「経路変更」という。)することができる。

2 前項の取扱いをする場合は、もとの乗車券区間に対する普通運賃及び料金と実際乗車区間に対する普通運賃及び料金を比較して、不足額は収受し、過剰額は払戻しをしない。

(団体券の変更)

第111条 団体券(団体数取券は除く。)を所持する旅客は、あらかじめ係員の承諾を受け、乗越し、方向変更または経路変更をすることができる。ただし、団体旅客の全員が変更する場合で輸送上支障がない場合に限って、取り扱う。

(1) 乗越し

乗越し区間について、別途乗車として取り扱い、第108条の規定により運賃及び料金を収受する。

(2) 方向変更又は経路変更

変更区間に対する普通運賃及び料金と不乗区間に対する普通運賃及び料金を比較し、不足額がある場合は、これに変更人員を乗じた額と手数料220円を収受する。過剰額がある場合は、払戻しをしない。

(不正乗車に対する増運賃の徴収)

第112条 旅客が次の各号の1に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの普通運賃及び料金並びにその2倍以内の増運賃を徴収する。

2 団体旅客が、その乗車券の券面表示事項に違反して乗車した場合は、第3項及び団体券の行程変更の取扱いをしたものを除き、前項第3号の無札旅客として、その全乗車人員について計算した前項の規定による普通運賃及び料金並びに増運賃を、その団体代表者から徴収する。

(方向変更及び経路変更)

第110条 旅客は、あらかじめ係員の承諾を受け、1回に限って、所持する普通券に表示された着駅を、その着駅と異なる方向の駅に変更(以下「方向変更」という。)し、または表示された経路を、その経路と異なる経路に変更(以下「経路変更」という。)することができる。

2 前項の取扱いをする場合は、もとの乗車券区間に対する普通運賃と実際乗車区間に対する普通運賃とを比較して、不足額は収受し、過剰額は払戻しをしない。

(団体券の変更)

第111条 団体券(団体数取券は除く。)を所持する旅客は、あらかじめ係員の承諾を受け、乗越し、方向変更または経路変更をすることができる。ただし、団体旅客の全員が変更する場合で輸送上支障がない場合に限って、取り扱う。

(1) 乗越し

乗越し区間について、別途乗車として取り扱い、第108条の規定により運賃を収受する。

(2) 方向変更又は経路変更

変更区間に対する普通運賃と不乗区間に対する普通運賃とを比較し、不足額がある場合は、これに変更人員を乗じた額と手数料220円を収受する。過剰額がある場合は、払戻しをしない。

(不正乗車に対する増運賃の徴収)

第112条 旅客が次の各号の1に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの普通運賃及びその2倍以内の増運賃を徴収する。

2 団体旅客が、その乗車券の券面表示事項に違反して乗車した場合は、第3項及び団体券の行程変更の取扱いをしたものを除き、前項第3号の無札旅客として、その全乗車人員について計算した前項の規定による普通運賃及び増運賃を、その団体代表者から徴収する。



3 団体旅客が、その乗車券面に表示された人員をこえて乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、そのこえた人員又は大人だけを第1項第1号の不正旅客として、第1項の規定による普通運賃及び料金並びに増運賃をその団体代表者から徴収する。

(定期券不正使用に対する増運賃の徴収)

第114条 第78条第1項の規定により定期券を無効として回収した場合は、次の区分により計算した普通運賃及び料金並びにその2倍以内の増運賃を徴収する。ただし、共通全線定期券にあつては、普通運賃及び料金並びにこれと同額以内の増運賃を徴収する。

(1) 第78条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第8号までの場合においては、次の区分によりその定期券を使用してその券面に表示された区間を毎日1往復ずつ乗車したものと計算した普通運賃及び料金(共通全線定期券にあつては、1日乗車券(エンジョイエコカード)の発売額を1日の普通運賃及び料金とみなす。)

(2) 第78条第1項第5号、第9号、第10号及び第11号の場合においては、その乗車区間及び乗車回数に応じて計算した普通運賃及び料金

(乗車券紛失の場合の取扱い)

第116条 旅客が乗車後、乗車券を紛失した場合、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間について、不正旅客として、第112条、第114条又は第115条の規定による普通運賃及び料金並びに増運賃を徴収する。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、その乗車区間に対する普通運賃及び料金を徴収し、増運賃は、徴収しないものとする。

(再收受した運賃及び料金の払戻し)

第117条 前条の規定により普通運賃及び料金並びに増運賃を支払った旅客が紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再收受証明書を最寄り駅に提出して再收受証明書1枚につき手数料220円を支払い、その普通運賃及び料金の払戻しを請求することができる。ただし、再收受証明書の発行日の翌日から起算して1

3 団体旅客が、その乗車券面に表示された人員をこえて乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、そのこえた人員又は大人だけを第1項第1号の不正旅客として、第1項の規定による普通運賃及び増運賃をその団体代表者から徴収する。

(定期券不正使用に対する増運賃の徴収)

第114条 第78条第1項の規定により定期券を無効として回収した場合は、次の区分により計算した普通運賃及びその2倍以内の増運賃を徴収する。ただし、共通全線定期券にあつては、普通運賃及びこれと同額以内の増運賃を徴収する。

(1) 第78条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第8号までの場合においては、次の区分によりその定期券を使用してその券面に表示された区間を毎日1往復ずつ乗車したものと計算した普通運賃(共通全線定期券にあつては、1日乗車券(エンジョイエコカード)の発売額を1日の普通運賃とみなす。)

(2) 第78条第1項第5号、第9号、第10号及び第11号の場合においては、その乗車区間及び乗車回数に応じて計算した普通運賃

(乗車券紛失の場合の取扱い)

第116条 旅客が乗車後、乗車券を紛失した場合、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間について、不正旅客として、第112条、第114条又は第115条の規定による普通運賃及び増運賃を徴収する。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、その乗車区間に対する普通運賃を徴収し、増運賃は、徴収しないものとする。

(再收受した運賃の払戻し)

第117条 前条の規定により普通運賃及び増運賃を支払った旅客が紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再收受証明書を最寄り駅に提出して再收受証明書1枚につき手数料220円を支払い、その普通運賃の払戻しを請求することができる。た

年を経過したときは、請求することができない。

(団体券紛失の場合の取扱い)

第118条 旅客が団体券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第116条の規定にかかわらず、220円の手数料を収受して、別に運賃及び料金を収受しないで相当の団体券の再発行をすることがある。ただし、再発行の請求をしたときにおいて、当該乗車券について、既にその運賃及び料金の払戻しをしている場合は除く。

(乗車前の普通券の払戻し)

第120条 旅客は、乗車前に普通券が不要となった場合は、その普通券が入検前で、かつ、通用期間内であるときに限り、これを発売駅に提出して既に支払った運賃及び料金の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として220円を支払うものとする。ただし、不要となった理由が列車運行不能の場合は手数料を徴収しない。

2 普通券を使用する旅客が乗車を開始していないことが明らかで、かつ、係員がやむを得ないと認定できるときは、前項の規定にかかわらず、運賃及び料金の払戻しを請求することができる。

(乗車前の団体券の払戻し)

第120条の2 旅客は、乗車前に団体券が不要となった場合は、その団体券が入検前で、かつ、通用期間内であるときに限り、これを発行駅に提出して既に支払った運賃及び料金の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として220円を支払うものとする。ただし、不要となった理由が列車運行不能の場合は手数料を徴収しない。

(乗車後の運賃及び料金の払戻し)

第121条 旅客が、普通券又は回数券を使用して乗車を開始したのち、任意に乗車を中止した場合は、既に支払った運賃及び料金の払戻しを請求することができない。

ただし、再収受証明書の発行日の翌日から起算して1年を経過したときは、請求することができない。

(団体券紛失の場合の取扱い)

第118条 旅客が団体券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第116条の規定にかかわらず、220円の手数料を収受して、別に運賃を収受しないで相当の団体券の再発行をすることがある。ただし、再発行の請求をしたときにおいて、当該乗車券について、既にその運賃の払戻しをしている場合は除く。

(乗車前の普通券の払戻し)

第120条 旅客は、乗車前に普通券が不要となった場合は、その普通券が入検前で、かつ、通用期間内であるときに限り、これを発売駅に提出して既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として220円を支払うものとする。ただし、不要となった理由が列車運行不能の場合は手数料を徴収しない。

2 普通券を使用する旅客が乗車を開始していないことが明らかで、かつ、係員がやむを得ないと認定できるときは、前項の規定にかかわらず、運賃の払戻しを請求することができる。

(乗車前の団体券の払戻し)

第120条の2 旅客は、乗車前に団体券が不要となった場合は、その団体券が入検前で、かつ、通用期間内であるときに限り、これを発行駅に提出して既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として220円を支払うものとする。ただし、不要となった理由が列車運行不能の場合は手数料を徴収しない。

(乗車後の運賃の払戻し)

第121条 旅客が、普通券又は回数券を使用して乗車を開始したのち、任意に乗車を中止した場合は、既に支払った運賃の払戻しを請求することができない。

(使用開始前の定期運賃及び料金等の払戻し)

第123条 旅客は、通用開始日前の定期券及び1日乗車券並びに使用開始前の回数券(通用期間内のものに限る。)が不要となった場合は、これを定期券については定期券発売所、回数券又は1日乗車券については第19条第1項に規定する発売場所に提出して既に支払った運賃及び料金の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として1枚につき220円を支払うものとする。

(通用開始日の定期運賃及び料金等の払戻し)

第124条 定期券及び1日乗車券を所持する旅客が通用開始当日の乗車前に払戻しの請求をした場合、その定期券及び1日乗車券を使用しなかった事実が判明するときに限り使用開始前の払戻しとして取り扱うことができる。

(使用開始後7日以内の定期運賃及び料金の払戻し)

第125条 旅客は、定期券の使用開始後7日以内にその定期券が不要となった場合は、その定期券を定期券発売所に提出したとき、既に支払った運賃及び料金からその定期券の券面に表示された区間を1日1往復乗車したのものとして、普通運賃及び料金に使用経過日数(請求当日を含む)を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券1枚につき220円を支払うものとする。なお、共通全線定期券の場合は、既に支払った運賃及び料金から1日乗車運賃及び料金に使用経過日数(請求当日を含む)を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。

(使用開始後8日以上定期運賃及び料金の払戻し)

第126条 旅客は、定期券の使用を開始した後、その定期券が不要となった場合は、通用期間内である場合に限って、これを定期券発売所に提出して、既に支払った定期運賃及び料金から使用経過月数に相当する定期運賃及び料金を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券1枚につき220円を支払うものとする。

(使用開始前の定期運賃等の払戻し)

第123条 旅客は、通用開始日前の定期券及び1日乗車券並びに使用開始前の回数券(通用期間内のものに限る。)が不要となった場合は、これを定期券については定期券発売所、回数券又は1日乗車券については第19条第1項に規定する発売場所に提出して既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として1枚につき220円を支払うものとする。

(通用開始日の定期運賃等の払戻し)

第124条 定期券及び1日乗車券を所持する旅客が通用開始当日の乗車前に払戻しの請求をした場合、その定期券及び1日乗車券を使用しなかった事実が判明するときに限り使用開始前の払戻しとして取り扱うことができる。

(使用開始後7日以内の定期運賃の払戻し)

第125条 旅客は、定期券の使用開始後7日以内にその定期券が不要となった場合は、その定期券を定期券発売所に提出したとき、既に支払った運賃からその定期券の券面に表示された区間を1日1往復乗車したのものとして、普通運賃に使用経過日数(請求当日を含む)を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券1枚につき220円を支払うものとする。なお、共通全線定期券の場合は、既に支払った運賃から1日乗車運賃に使用経過日数(請求当日を含む)を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。

(使用開始後8日以上定期運賃の払戻し)

第126条 旅客は、定期券の使用を開始した後、その定期券が不要となった場合は、通用期間内である場合に限って、これを定期券発売所に提出して、既に支払った定期運賃から使用経過月数に相当する定期運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券1枚につき220円を支払うものとする。

3 第1項の定期券の使用経過月数に相当する定期運賃及び料金は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が1か月又は3か月のときは、各その月数に相当する定期運賃及び料金
- (2) 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期運賃及び料金の2倍の額
- (3) 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期運賃及び料金の合算額
- (4) 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期運賃及び料金の合算額

(定期券の種類・区間変更の申し出があった場合の定期運賃及び料金の払戻し)

第127条 旅客から定期券の種類・区間の変更の申し出があり、新たな定期券を発売した場合は、原定期券を回収し、次の各号の定めるところにより計算した額を払戻すものとする。

- (1) 通用期間前に継続発売した定期券に対して、その通用期間前に申し出のあったときは、残余の期間前通用期間分が1旬あるときは、当該定期券の通用期間に対する旬割額（通用期間が1か月の定期運賃及び料金にあつては30日、3か月の定期運賃及び料金にあつては90日、6か月の定期運賃及び料金にあつては180日で、それぞれの定期運賃及び料金を除した日割額を10倍した額）と、既に收受した定期運賃及び料金との合算額から手数料220円を差引いて、端数計算した額
- (2) 前号の場合で、残余の期間前通用期間分が1旬に満たないときは、既に收受した定期運賃及び料金から手数料220円を差引いた額
- (3) 前各号以外の定期券に対しては、当該定期券の通用期間に対する旬割額に通用開始の日から申し出のあった日（申し出のあった日は経過した日とする。）までの経過旬数（1旬未満の端数は1旬とする。）を乗じ、これに手数料220円を加えた額を既に收受した定期運賃及び料金から差引いて端数計

3 第1項の定期券の使用経過月数に相当する定期運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が1か月又は3か月のときは、各その月数に相当する定期運賃
- (2) 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期運賃の2倍の額
- (3) 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期運賃の合算額

(定期券の種類・区間変更の申し出があった場合の定期運賃の払戻し)

第127条 旅客から定期券の種類・区間の変更の申し出があり、新たな定期券を発売した場合は、原定期券を回収し、次の各号の定めるところにより計算した額を払戻すものとする。

- (1) 通用期間前に継続発売した定期券に対して、その通用期間前に申し出のあったときは、残余の期間前通用期間分が1旬あるときは、当該定期券の通用期間に対する旬割額（通用期間が1か月の定期運賃にあつては30日、3か月の定期運賃にあつては90日、6か月の定期運賃にあつては180日で、それぞれの定期運賃を除した日割額を10倍した額）と、既に收受した定期運賃との合算額から手数料220円を差引いて、端数計算した額
- (2) 前号の場合で、残余の期間前通用期間分が1旬に満たないときは、既に收受した定期運賃から手数料220円を差引いた額
- (3) 前各号以外の定期券（期間調整して発売した定期券を含む。）に対しては、当該定期券の通用期間に対する旬割額に通用開始の日から申し出のあった日（申し出のあった日は経過した日とする。）までの経過旬数（1旬未満の端数



算した額

第128条 **削除**

(傷病等の場合の普通運賃**及び料金**の払戻し)

第130条 旅客が乗車開始後、次の各号の1に該当する場合であつて、かつ、その所持する普通券が通用期間内であるときは、第2項に定める払戻しをすることができる。この場合、乗車券1枚につき手数料220円を徴収する。

2 前項の規定による払戻額は既に收受した普通運賃**及び料金**から既に乗車した区間に対する普通運賃**及び料金**を差し引いた残額とする。

4 旅客は、第1項第1号の規定により普通運賃**及び料金**の払戻しを請求する場合、その原因が外傷等で係員が一見してその事実が認定できる場合に限るものとする。

(列車運行不能の場合の取扱い)

第131条 旅客は、乗車後列車が運行不能となったときは、次の各号のいずれか1の取扱いに限りて請求することができる。ただし、回数券を使用する旅客は無賃送還、振替輸送又は他経路乗車の取扱いに限り、定期券を使用する旅客は振替輸送又は他経路乗車の取扱いに限り、1日乗車券を使用する旅客は振替輸送に限りて請求することができる。

(1) 第132条に規定する乗車の中止**並びに運賃及び料金**の払戻し

(2) 第133条に規定する無賃送還**並びに運賃及び料金**の払戻し

2 旅客は、乗車前又は使用開始前に列車が運行不能となったため、事故発生前に購入した乗車券(定期券、回数券及び1日乗車券を除く。)が不要となった場合は、その乗車券が通用期間内(通用期間の開始日前を含む。)である場合に限りて、これを駅に差し出して既に支払った運賃**及び料金**の払戻しを請求することができる。

は1句とする。)を乗じ、これに手数料220円を加えた額を既に收受した定期運賃から差引いて端数計算した額

(期間調整した定期運賃の払戻し)

第128条 期間を調整して発売した定期券を所持する旅客から前条第1項に規定する定期運賃の払戻し請求があった場合は、同条の規定を準用して定期運賃の払戻しをする。

(傷病等の場合の普通運賃の払戻し)

第130条 旅客が乗車開始後、次の各号の1に該当する場合であつて、かつ、その所持する普通券が通用期間内であるときは、第2項に定める払戻しをすることができる。この場合、乗車券1枚につき手数料220円を徴収する。

2 前項の規定による払戻額は既に收受した普通運賃から既に乗車した区間に対する普通運賃を差し引いた残額とする。

4 旅客は、第1項第1号の規定により普通運賃の払戻しを請求する場合、その原因が外傷等で係員が一見してその事実が認定できる場合に限るものとする。

(列車運行不能の場合の取扱い)

第131条 旅客は、乗車後列車が運行不能となったときは、次の各号のいずれか1の取扱いに限りて請求することができる。ただし、回数券を使用する旅客は無賃送還、振替輸送又は他経路乗車の取扱いに限り、定期券を使用する旅客は振替輸送又は他経路乗車の取扱いに限り、1日乗車券を使用する旅客は振替輸送に限りて請求することができる。

(1) 第132条に規定する乗車の中止及び**運賃**の払戻し

(2) 第133条に規定する無賃送還及び**運賃**の払戻し

2 旅客は、乗車前又は使用開始前に列車が運行不能となったため、事故発生前に購入した乗車券(定期券、回数券及び1日乗車券を除く。)が不要となった場合は、その乗車券が通用期間内(通用期間の開始日前を含む。)である場合に限りて、これを駅に差し出して既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。



(乗車中止による運賃及び料金の払戻し)

第132条 前条の規定により旅客が乗車を中止した場合、既に支払った運賃及び料金から既に乗車した区間に対する運賃及び料金を差引いた残額の払戻しをする。

(無賃送還の取扱い)

第133条 第131条第1項第2号に規定する旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

2 前項の規定による無賃送還を行った場合、次の各号の定めるところにより、運賃及び料金の払戻しをするものとする。ただし、回数券を使用する旅客は、その後1回に限り、その券面表示事項どおり使用することができる特殊乗車票を請求することができる。

- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既に徴収した運賃及び料金の金額
- (2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中の駅まで送還したときは、既に徴収した運賃及び料金から乗車券面に表示された発駅とその途中駅との間に対する普通運賃及び料金を差し引いた残額

(運行休止の場合の定期券の通用期間の延長又は運賃及び料金の払戻し)

第135条 定期券を使用する旅客は、列車の運行休止のため、引き続き5日以上その定期券を使用できなくなった場合(振替輸送の取扱いを受けた場合は除く。)は、定期券を定期券発売所に差し出して、相当日数の通用期間の延長を請求し、又は休止区間の原定期券と同一種類及び期間による定期運賃及び料金に対する日割額に休止日数を乗じて第13条第2項の規定による端数計算した額の払戻しを請求することができる。

(誤乗区間の無賃送還)

第136条 旅客(定期券又は回数券を使用する旅客を除く。)が乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、

できる。

(乗車中止による運賃の払戻し)

第132条 前条の規定により旅客が乗車を中止した場合、既に支払った運賃から既に乗車した区間に対する運賃を差引いた残額の払戻しをする。

(無賃送還の取扱い)

第133条 第131条第1項第2号に規定する旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

2 前項の規定による無賃送還を行った場合、次の各号の定めるところにより、運賃の払戻しをするものとする。ただし、回数券を使用する旅客は、その後1回に限り、その券面表示事項どおり使用することができる特殊乗車票を請求することができる。

- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既に徴収した運賃の金額
- (2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中の駅まで送還したときは、既に徴収した運賃から乗車券面に表示された発駅とその途中駅との間に対する普通運賃を差し引いた残額

(運行休止の場合の定期券の通用期間の延長又は運賃の払戻し)

第135条 定期券を使用する旅客は、列車の運行休止のため、引き続き5日以上その定期券を使用できなくなった場合(振替輸送の取扱いを受けた場合は除く。)は、定期券を定期券発売所に差し出して、相当日数の通用期間の延長を請求し、又は休止区間の原定期券と同一種類及び期間による定期運賃に対する日割額に休止日数を乗じて第13条第2項の規定による端数計算した額の払戻しを請求することができる。

(誤乗区間の無賃送還)

第136条 旅客(定期券又は回数券を使用する旅客を除く。)が乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、

最近の列車によって、誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。

- 2 無賃送還中は、途中下車の取扱いはしない。旅客が無賃送還中に途中下車をするときは、既に收受した運賃及び料金と発駅から下車駅までの運賃及び料金を比較し、不足額を收受（過剰額は払戻しをしない。）する。

（乗車券の誤購入の場合の取扱い）

第137条 旅客が駅名の類似その他の理由により誤って希望するものと異なった着駅もしくは経路の乗車券を購入した場合であって、係員が誤購入又は誤発売の事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

- 2 前項の場合は、既に收受した運賃及び料金と正当な運賃及び料金を比較し、不足額は收受し、過剰額は払戻しをする。

#### 附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

係員がその事実を認定したときは、最近の列車によって、誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。

- 2 無賃送還中は、途中下車の取扱いはしない。旅客が無賃送還中に途中下車をするときは、既に收受した運賃と発駅から下車駅までの運賃とを比較し、不足額を收受（過剰額は払戻しをしない。）する。

（乗車券の誤購入の場合の取扱い）

第137条 旅客が駅名の類似その他の理由により誤って希望するものと異なった着駅もしくは経路の乗車券を購入した場合であって、係員が誤購入又は誤発売の事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

- 2 前項の場合は、既に收受した運賃と正当な運賃とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払戻しをする。

運賃先払いカード取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>運賃先払いカード取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第42号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、旅客営業規則に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）が経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「当社線」という。）で使用することができる運賃先払いカード(以下「カード」という。)の種類、運賃及び料金並びに取扱いその他発売等に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 カードによる当社線にかかる旅客運送については、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 身体障がい者等に対する割引運賃及び料金のために使用することができるカードの取扱いについては、この規則によるほか、身体障がい者等運賃割引規則（以下「身障等割引規則」という。）及び地方公共団体発行割引証等取扱規則（以下「地方公共団体割引規則」という。）の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 カードとは、当社線の運賃及び料金を支払うために使用することができる当社発行の証票をいう。</p> <p>(入場及び出場に伴う使用方法)</p> <p>第8条 カードを所持する旅客は、次に定めるところによりカードを使用することができる。</p> <p>(1) 当社線におけるカードの使用</p> <p style="padding-left: 2em;">旅客が駅相互間を乗車の目的で、自動改札機による改札を受けて入場し、自動改札機から出場（カード残額の不足額を</p>	<p>運賃先払いカード取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第42号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、旅客営業規則に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）が経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「当社線」という。）で使用することができる運賃先払いカード(以下「カード」という。)の種類、運賃、取扱い及びその発売等に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 カードによる当社線にかかる旅客運送については、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 身体障がい者等に対する割引運賃のために使用することができるカードの取扱いについては、この規則によるほか、身体障がい者等運賃割引規則（以下「身障等割引規則」という。）及び地方公共団体発行割引証等取扱規則（以下「地方公共団体割引規則」という。）の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 カードとは、当社線の運賃を支払うために使用することができる当社発行の証票をいう。</p> <p>(入場及び出場に伴う使用方法)</p> <p>第8条 カードを所持する旅客は、次に定めるところによりカードを使用することができる。</p> <p>(1) 当社線におけるカードの使用</p> <p style="padding-left: 2em;">旅客が駅相互間を乗車の目的で、自動改札機による改札を受けて入場し、自動改札機から出場（カード残額の不足額を</p>	

精算する場合を含む。以下同じ。)する場合に、当該乗車区間に有効な旅客営業規則第17条第1号に定める普通券(以下「普通券」という。)として使用することができる。ただし、入場時の残額が1区運賃及び料金に満たない場合を除く。

ただし、カードの残額が最初に乗車した当社線又はシティバス線の乗車区間にかかる運賃及び料金(当社線については旅客営業規則第54条及び第55条に定める運賃並びに同規則第54条の2及び第55条の2に定める料金、シティバス線についてはシティバスで定める運賃をいう。)に満たない場合に、不足額を現金により充当して支払い又は精算するときは、地下バス連絡普通券として使用できない。

- 2 旅客が前項の規定によりカードを使用するときは、大人用カード1枚をもって大人1人が、小児用カード1枚をもって小児1人が、特別割引カード1枚をもって特別割引の適用を受ける者1名が使用するものとする。ただし、旅客が大人の普通運賃及び料金を減額することを承諾した場合には、小児又は特別割引の適用を受ける者が大人用カードを使用することができる。

(適用運賃)

第9条 カードの使用時に適用される運賃及び料金(以下「適用運賃」という。)は次に定めるとおりとする。ただし、特別割引回数カードの適用運賃は、身障等割引規則及び地方公共団体割引規則に定めるところによる。

- (1) 当社線における適用運賃

旅客営業規則第54条及び第55条に定める運賃並びに同規則第54条の2及び第55条の2に定める料金

- (2) 当社線とシティバス線とを連絡して乗車する場合における適用運賃

地下バス連絡規則第12条第1号に定める運賃及び同規則第12条の2第1号に定める料金

精算する場合を含む。以下同じ。)する場合に、当該乗車区間に有効な旅客営業規則第17条第1号に定める普通券(以下「普通券」という。)として使用することができる。ただし、入場時の残額が1区運賃に満たない場合を除く。

ただし、カードの残額が最初に乗車した当社線又はシティバス線の乗車区間にかかる運賃(当社線については旅客営業規則第54条及び第55条に定める運賃、シティバス線についてはシティバスで定める運賃をいう。)に満たない場合に、不足額を現金により充当して支払い又は精算するときは、地下バス連絡普通券として使用できない。

- 2 旅客が前項の規定によりカードを使用するときは、大人用カード1枚をもって大人1人が、小児用カード1枚をもって小児1人が、特別割引カード1枚をもって特別割引の適用を受ける者1名が使用するものとする。ただし、旅客が大人の普通運賃を減額することを承諾した場合には、小児又は特別割引の適用を受ける者が大人用カードを使用することができる。

(適用運賃)

第9条 カードの使用時に適用される運賃は、次に定めるとおりとする。ただし、特別割引回数カードで適用される運賃は、身障等割引規則及び地方公共団体割引規則に定めるところによる。

- (1) 当社線における適用運賃

旅客営業規則第54条及び第55条に定める運賃

- (2) 当社線とシティバス線とを連絡して乗車する場合における適用運賃

地下バス連絡規則第12条第1号に定める運賃

(減額及び不足額の充当)

第10条 カードの使用時に適用される減額方法及び不足額の充当については、次に定めるとおりとする。

(1) 当社線における減額方法及び不足額の充当

ア カードの残額が当該乗車区間にかかる適用運賃に充足している場合は、乗車した順序に基づき、カードの残額から第9条第1号に定める適用運賃を減額する。カードについては、入場時に1区運賃及び料金を、出場時に当該乗車区間にかかる運賃及び料金と1区運賃及び料金の差額を減額する。

(2) 当社線とシティバス線とを連絡して乗車する場合における減額方法及び不足額の充当

ア カードの残額が当該乗車区間にかかる適用運賃に充足している場合は、乗車した順序に基づき、カードの残額から当該乗車区間にかかる運賃及び料金(地下バス連絡規則第12条第1号に定める運賃及び同規則第12条の2第1号に定める料金をいう。)を減額する。

イ カードの残額が当該乗車区間にかかる運賃及び料金に満たない場合は、カードの残額を減額し、その不足額を現金又は他のカードにより充当して支払い又は精算することができる。

(乗車券との引換え等)

第11条 前条の規定によるほか、カードを所持する旅客は、それが使用可能な自動券売機等で普通券若しくは連絡運輸規則第10条第1号に定める普通券と引き換え、又は自動精算機で精算することができる。ただし、カードで引き換えができる乗車券は、普通券及び地下バス連絡普通券(シティバス線に乗車した後、当社線に連絡して乗車する場合に限る。)に、また自動精算機で精算することができる乗車券は定期券に限るものとする。

3 カードにより引き換えた乗車券は、地下バス連絡規則第24条及

(減額及び不足額の充当)

第10条 カードの使用時に適用される減額方法及び不足額の充当については、次に定めるとおりとする。

(1) 当社線における減額方法及び不足額の充当

ア カードの残額が当該乗車区間にかかる適用運賃に充足している場合は、乗車した順序に基づき、カードの残額から第9条第1号に定める適用運賃を減額する。カードについては、入場時に1区運賃を、出場時に当該乗車区間にかかる運賃と1区運賃の差額を減額する。

(2) 当社線とシティバス線とを連絡して乗車する場合における減額方法及び不足額の充当

ア カードの残額が当該乗車区間にかかる適用運賃に充足している場合は、乗車した順序に基づき、カードの残額から当該乗車区間にかかる運賃(地下バス連絡規則第12条第1号に定める運賃をいう。)を減額する。

イ カードの残額が当該乗車区間にかかる運賃に満たない場合は、カードの残額を減額し、その不足額を現金又は他のカードにより充当して支払い又は精算することができる。

(乗車券との引換え等)

第11条 前条の規定によるほか、カードを所持する旅客は、それが使用可能な自動券売機等で普通券若しくは連絡運輸規則第10条第1号に定める普通券と引き換え、又は自動精算機で精算することができる。ただし、カードで引き換えができる乗車券は、普通券及び地下バス連絡普通券(シティバス線に乗車した後、当社線に連絡して乗車する場合に限る。)に、また自動精算機で精算することができる乗車券は定期券に限るものとする。

3 カードにより引き換えた乗車券は、地下バス連絡規則第24条及

び旅客営業規則第120条の規定にかかわらず、運賃及び料金の払戻しを請求することはできない。

(使用の制限)

第13条 カードは、次の各号の1に該当する場合は、これを使用することができない。

(4) 前回利用時の乗車区間の運賃及び料金相当額が減額されていないとき。

(乗車を中止して同一駅で出場する場合の取扱い)

第19条 旅客が、カードを使用して自動改札機による改札を受けて乗車したのち、任意に乗車を中止して同一駅から出場する場合は、既に減額された運賃及び料金の払戻しを請求することができない。

#### 附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

び旅客営業規則第120条の規定にかかわらず、運賃の払戻しを請求することはできない。

(使用の制限)

第13条 カードは、次の各号の1に該当する場合は、これを使用することができない。

(4) 前回利用時の乗車区間の運賃相当額が減額されていないとき。

(乗車を中止して同一駅で出場する場合の取扱い)

第19条 旅客が、カードを使用して自動改札機による改札を受けて乗車したのち、任意に乗車を中止して同一駅から出場する場合は、既に減額された運賃の払戻しを請求することができない。

I C 証票取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>I C 証票取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第41号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、旅客営業規則に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）が経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「当社線」という。）で使用することができるI Cチップを搭載した電子式証票（同様の機能を有する媒体も含む。以下「I C証票」という。）の取扱い、運賃及び<b>料金</b>その発売等に関して必要な事項を定め、旅客の利便性向上を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 I C証票による、当社線にかかる旅客運送については、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 身体障がい者等に対する割引運賃<b>及び料金</b>のために使用することができるI C証票の取扱いについては、この規則によるほか、身体障がい者等運賃割引規則（以下「身障等割引規則」という。）及び地方公共団体発行割引証等取扱規則（以下「地方公共団体割引規則」という。）の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「ポストペイ」とは、I C証票で当社線を乗車した場合の<b>運賃及び料金</b>を後払いすることをいう。</p> <p>(3) 「プリペイド」とは、当社線を乗車した場合の<b>運賃及び料金</b>をストアードフェア（I C証票に記録される金銭的価値で、<b>運賃及び料金</b>の支払い等に充当するものをいう。以下「S F」という。）にて支払うことをいう。</p>	<p>I C 証票取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第41号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、旅客営業規則に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）が経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「当社線」という。）で使用することができるI Cチップを搭載した電子式証票（同様の機能を有する媒体も含む。以下「I C証票」という。）の取扱い、運賃及びその発売等に関して必要な事項を定め、旅客の利便性向上を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 I C証票による、当社線にかかる旅客運送については、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 身体障がい者等に対する割引運賃のために使用することができるI C証票の取扱いについては、この規則によるほか、身体障がい者等運賃割引規則（以下「身障等割引規則」という。）及び地方公共団体発行割引証等取扱規則（以下「地方公共団体割引規則」という。）の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「ポストペイ」とは、I C証票で当社線を乗車した場合の運賃を後払いすることをいう。</p> <p>(3) 「プリペイド」とは、当社線を乗車した場合の運賃をストアードフェア（I C証票に記録される金銭的価値で、運賃の支払い等に充当するものをいう。以下「S F」という。）にて支払うことをいう。</p>	



(ICOCA媒体の所有権及びデポジット)

第7条 ICOCA媒体の所有権は、JR西日本に帰属する。

5 デポジットを運賃及び料金その他の支払いに充当することはできない。

(入場及び出場に伴う使用方法)

第16条 IC証票を所持する旅客は、次に定めるところによりIC証票を使用することができる。

(3) 当社線と社局線とを接続駅を経由して乗車する場合におけるIC証票の使用

当社線と社局線とを接続駅を経由して乗車する場合におけるIC証票の使用及び適用される運賃及び料金については、入場駅において自動改札機による改札を受け、乗車した列車が接続駅を越えて当社線に乗り入れ又は社局線へ乗り出したことをもってIC証票での入場又は出場とみなし、第2号の規定を準用する。

(適用運賃)

第17条 IC証票の使用時に適用される運賃及び料金(以下「適用運賃」という。)は、次に定めるところとする。ただし、第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカードの適用運賃は、身障等割引規則及び地方公共団体割引規則に定めるところによる。

(1) 当社線における適用運賃

旅客営業規則第54条に定める運賃及び同規則第54条の2に定める料金

(2) 当社線とシティバス線を連絡して乗車する場合における適用運賃

IC証票で乗車した順序に基づき、大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則(以下「地下バス連絡規則」という。)第12条第1号に定める運賃及び同規則第12条の2に定める料

(ICOCA媒体の所有権及びデポジット)

第7条 ICOCA媒体の所有権は、JR西日本に帰属する。

5 デポジットを運賃その他の支払いに充当することはできない。

(入場及び出場に伴う使用方法)

第16条 IC証票を所持する旅客は、次に定めるところによりIC証票を使用することができる。

(3) 当社線と社局線とを接続駅を経由して乗車する場合におけるIC証票の使用

当社線と社局線とを接続駅を経由して乗車する場合におけるIC証票の使用及び適用される運賃については、入場駅において自動改札機による改札を受け、乗車した列車が接続駅を越えて当社線に乗り入れ又は社局線へ乗り出したことをもってIC証票での入場又は出場とみなし、第2号の規定を準用する。

(適用運賃)

第17条 IC証票の使用時に適用される運賃は、次に定めるところとする。ただし、第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカードで適用される運賃は、身障等割引規則及び地方公共団体割引規則に定めるところによる。

(1) 当社線における適用運賃

旅客営業規則第54条に定める運賃

(2) 当社線とシティバス線を連絡して乗車する場合における適用運賃

IC証票で乗車した順序に基づき、大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則(以下「地下バス連絡規則」という。)第12条第1号に定める運賃(特割大人を除く。)



金（特割大人を除く。）

- (3) 当社線と社局線とを接続駅を經由して乗車する場合における適用運賃

I C 証票で乗車した順序に基づき、旅客営業規則第54条に定める運賃及び同規則第54条の2に定める料金

ただし、乗車区間が連絡運輸規則別表2に定める範囲である場合は、同表に定める割引額を差し引いた運賃及び料金とする。

(効力)

第19条 I C 証票を第16条の規定により使用する場合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該区間片道1回の乗車に限り有効とする。この場合、使用者が記名人であるI C 証票（以下「記名人式I C 証票」という。）は記名人本人が使用するものとする。また、記名人式でないI C 証票は持参する本人が使用するものとする。ただし、小児が大人運賃及び料金を減額することを承諾して大人用の持参人式I C 証票を使用する場合も有効とする。

(片道1回乗車に適用される運賃及び料金の確定時期)

第25条 ポストペイ式I C 証票を第16条の方法で使用する場合、ポストペイにおける片道1回乗車の利用日時及び適用される運賃及び料金の確定時期は、旅客の運送が完了し旅客が降車駅から出場するときとする。

(運賃及び料金の計算期間)

第26条 ポストペイにおける運賃及び料金の計算期間は、月初めから月末までの1カ月間とし、毎月末日に締切のものとする。ただし、運賃及び料金の計算期間内の使用であっても、通信障害等やむを得ない事情により次月の運賃及び料金の計算期間に繰り越す場合がある。

2 運賃及び料金の計算における1日とは、当日の午前3時から翌日の午前3時までとする。

- (3) 当社線と社局線とを接続駅を經由して乗車する場合における適用運賃

I C 証票で乗車した順序に基づき、旅客営業規則第54条に定める運賃

ただし、乗車区間が連絡運輸規則別表2に定める範囲である場合は、同表に定める割引額を差し引いた運賃とする。

(効力)

第19条 I C 証票を第16条の規定により使用する場合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該区間片道1回の乗車に限り有効とする。この場合、使用者が記名人であるI C 証票（以下「記名人式I C 証票」という。）は記名人本人が使用するものとする。また、記名人式でないI C 証票は持参する本人が使用するものとする。ただし、小児が大人運賃を減額することを承諾して大人用の持参人式I C 証票を使用する場合も有効とする。

(片道1回乗車に適用される運賃の確定時期)

第25条 ポストペイ式I C 証票を第16条の方法で使用する場合、ポストペイにおける片道1回乗車の利用日時及び適用される運賃の確定時期は、旅客の運送が完了し旅客が降車駅から出場するときとする。

(運賃計算期間)

第26条 ポストペイにおける運賃計算期間は、月初めから月末までの1カ月間とし、毎月末日に締切のものとする。ただし、運賃計算期間内の使用であっても、通信障害等やむを得ない事情により次月の運賃計算期間に繰り越す場合がある。

2 運賃計算における1日とは、当日の午前3時から翌日の午前3時までとする。

(ポストペイ運賃の確定及び請求)

第27条 ポストペイによる支払運賃及び料金(以下「ポストペイ運賃」という。)は、運賃及び料金の計算期間内において、同一のポストペイ式IC証票による当社線内の運賃及び料金の総額に第31条又は第32条に定める方法で割引を適用した運賃及び料金とする。

(学生区分)

第29条 学生区分の割引運賃及び料金については、指定学校に関する規則第2条に規定する学校(以下「指定学校」という。)の児童、生徒又は学生(フリースタイル運賃の学生区分の割引運賃及び料金については、生徒又は学生に限る。以下「学生等」という。)が、第37条に定める登録手続を行った場合に適用する。

(シニア区分)

第30条 シニア区分の割引運賃及び料金については、65歳以上の旅客が、第37条に定める登録手続を行った場合に適用する。

(フリースタイル運賃)

第31条 フリースタイル運賃は、ポストペイ運賃のうち、当社線を利用した運賃及び料金の総額に対して一括して割引を適用する運賃及び料金をいい、別表2に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じた金額(銭未満切り捨て)を合計(円未満切り捨て)して算出する。

2 登録が必要な割引運賃及び料金が適用されない場合には、第28条第1号アを適用する。

(マイスタイル運賃)

第32条 マイスタイル運賃は、ポストペイ運賃のうち、当社線を利用した運賃及び料金の総額について特定利用とそれ以外の利用(以下「特定外利用」という。)に区分のうえ、割引を適用した金額を合算したもの(第34条に定めるものを除く。)をいい、次に定める方法で算出する。

(1) 特定利用、特定外利用にかかるいずれの割引運賃及び料金

(ポストペイ運賃の確定及び請求)

第27条 ポストペイによる支払運賃(以下「ポストペイ運賃」という。)は、運賃計算期間内において、同一のポストペイ式IC証票による当社線内の運賃総額に第31条又は第32条に定める方法で割引を適用した運賃とする。

(学生区分)

第29条 学生区分の割引運賃については、指定学校に関する規則第2条に規定する学校(以下「指定学校」という。)の児童、生徒又は学生(フリースタイル運賃の学生区分の割引運賃については、生徒又は学生に限る。以下「学生等」という。)が、第37条に定める登録手続を行った場合に適用する。

(シニア区分)

第30条 シニア区分の割引運賃については、65歳以上の旅客が、第37条に定める登録手続を行った場合に適用する。

(フリースタイル運賃)

第31条 フリースタイル運賃は、ポストペイ運賃のうち、当社線を利用した運賃総額に対して一括して割引を適用する運賃をいい、別表2に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じた金額(銭未満切り捨て)を合計(円未満切り捨て)して算出する。

2 登録が必要な割引運賃が適用されない場合には、第28条第1号アを適用する。

(マイスタイル運賃)

第32条 マイスタイル運賃は、ポストペイ運賃のうち、当社線を利用した運賃総額について特定利用とそれ以外の利用(以下「特定外利用」という。)に区分のうえ、割引を適用した金額を合算したもの(第34条に定めるものを除く。)をいい、次に定める方法で算出する。

(1) 特定利用、特定外利用にかかるいずれの割引運賃も、それ

も、それぞれの運賃及び料金の合計額に対して、別表2に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じた金額（銭未満切り捨て）を合計（円未満切り捨て）して算出する。ただし、特定利用にかかる割引運賃及び料金の算出金額が別表3に定める金額（同表第1号及び第2号に定める額の合算額）を超える場合は、同表に定める金額とする。

- (3) 当社線とシティバス線を連絡して乗車し第16条第2号に規定する運賃及び料金が適用される場合で、当該乗車のうち当社線の区間又はシティバス線の区間の一方のみが特定利用の対象となるときは、乗車した順序に基づき、先に乗車した当社線の運賃及び料金又はシティバス線の運賃と、同条第2号に規定する運賃及び料金と先に乗車した当社線の運賃及び料金又はシティバス線の運賃の差額に分割して計算する。

(プレミアム運賃)

第34条 プレミアム運賃は、ポストペイ運賃のうち、当社線を利用した運賃及び料金の総額について特定利用と特定外利用に区分のうえ、割引を適用した金額を合算したもの（第32条に定めるものを除く。）をいい、特定利用、特定外利用にかかるいずれの割引運賃及び料金も、それぞれの運賃及び料金の合計額に対して、別表2に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じた金額（銭未満切り捨て）を合計（円未満切り捨て）して算出する。ただし、特定利用にかかる割引運賃及び料金の算出金額が別表4に定める金額を超える場合は、同表に定める金額とする。

(特別の適用条件を定めた割引運賃及び料金)

第36条 第31条、第32条及び第34条に定める割引運賃及び料金の計算において、当社が別に定める特別の運送条件を付した逓減率等を適用することができる。

(割引運賃及び料金の登録)

第37条 登録が必要な割引運賃及び料金の登録は、次に掲げる場合に行う。

2 前項の規定により、学生区分及びシニア区分の割引運賃及び料

ぞれの運賃合計額に対して、別表2に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じた金額（銭未満切り捨て）を合計（円未満切り捨て）して算出する。ただし、特定利用にかかる割引運賃の算出金額が別表3に定める金額を超える場合は、同表に定める金額とする。

- (3) 当社線とシティバス線を連絡して乗車し第16条第2号に規定する運賃が適用される場合で、当該乗車のうち当社線の区間又はシティバス線の区間の一方のみが特定利用の対象となるときは、乗車した順序に基づき、先に乗車した当社線又はシティバス線の運賃と、同条第2号に規定する運賃と先に乗車した運賃の差額に分割して計算する。

(プレミアム運賃)

第34条 プレミアム運賃は、ポストペイ運賃のうち、当社線を利用した運賃総額について特定利用と特定外利用に区分のうえ、割引を適用した金額を合算したもの（第32条に定めるものを除く。）をいい、特定利用、特定外利用にかかるいずれの割引運賃も、それぞれの運賃合計額に対して、別表2に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じた金額（銭未満切り捨て）を合計（円未満切り捨て）して算出する。ただし、特定利用にかかる割引運賃の算出金額が別表4に定める金額を超える場合は、同表に定める金額とする。

(特別の適用条件を定めた割引運賃)

第36条 第31条、第32条及び第34条に定める割引運賃の計算において、当社が別に定める特別の運送条件を付した逓減率等を適用することができる。

(割引運賃の登録)

第37条 登録が必要な割引運賃の登録は、次に掲げる場合に行う。

2 前項の規定により、学生区分及びシニア区分の割引運賃を登録

金を登録する場合、旅客は登録を希望する割引運賃及び料金の種別に応じて次に定める書類を提示するものとする。

(割引運賃及び料金の適用期間)

第38条 登録が必要な割引運賃及び料金の適用は、登録を行った日  
がその月の1日から15日の場合は当月又は翌月から、16日から月  
末までの場合は翌月からとする。

2 登録が必要な割引運賃及び料金の適用期間は、無期限とする。

(運賃及び料金相当額の減額)

第40条 プリペイド式IC証票を第16条の方法で使用する場合は、  
降車時又は出場時に当該乗車にかかる運賃及び料金相当額を当該  
IC証票のSFから減額するものとする。

2 ICOCA定期券の券面表示の通用期間内であって、かつ券面  
表示区間外を乗車する場合、当該乗車区間は、旅客営業規則第108  
条に定める別途乗車として取扱い、別途乗車区間にかかる運賃及  
び料金相当額を当該IC証票のSFから減額する。

3 前項の規定により減額する運賃及び料金相当額の運賃計算の経  
路は、運賃及び料金相当額がもっとも低廉となる経路とする。

(入出場の制限)

第42条 第22条に定めるほか、当社線において次の各号の一に該当  
する場合には、旅客は、プリペイド式IC証票を使用して入出場  
することはできない。

(2) プリペイド式IC証票を使用して入場した場合であって、  
出場時に当該IC証票のSFが減額する運賃及び料金相当額  
に満たないとき

(払戻し)

第45条 SFの払戻しは、行わないものとする。ただし、次の各項  
については除く。

(1) 券面表示の通用期間前に払戻しの請求があった場合には、  
既に支払った定期運賃及び料金並びにSF残額(10円未満の

する場合、旅客は登録を希望する割引運賃の種別に応じて次に定  
める書類を提示するものとする。

(割引運賃の適用期間)

第38条 登録が必要な割引運賃の適用は、登録を行った日  
がその月の1日から15日の場合は当月又は翌月から、16日から月末までの  
場合は翌月からとする。

2 登録が必要な割引運賃の適用期間は、無期限とする。

(運賃相当額の減額)

第40条 プリペイド式IC証票を第16条の方法で使用する場合は、  
降車時又は出場時に当該乗車にかかる運賃相当額を当該IC証票  
のSFから減額するものとする。

2 ICOCA定期券の券面表示の通用期間内であって、かつ券面  
表示区間外を乗車する場合、当該乗車区間は、旅客営業規則第108  
条に定める別途乗車として取扱い、別途乗車区間にかかる運賃相  
当額を当該IC証票のSFから減額する。

3 前項の規定により減額する運賃相当額の運賃計算の経路は、運  
賃相当額がもっとも低廉となる経路とする。

(入出場の制限)

第42条 第22条に定めるほか、当社線において次の各号の一に該当  
する場合には、旅客は、プリペイド式IC証票を使用して入出場  
することはできない。

(2) プリペイド式IC証票を使用して入場した場合であって、  
出場時に当該IC証票のSFが減額する運賃相当額に満たな  
いとき

(払戻し)

第45条 SFの払戻しは、行わないものとする。ただし、次の各項  
については除く。

(1) 券面表示の通用期間前に払戻しの請求があった場合には、  
既に支払った定期運賃及びSF残額(10円未満のは数を切り

は数を切り上げ、10円単位とした額とする。)の払戻しをする。

- (2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期運賃及び料金から、使用開始後の経過日数に応じて旅客営業規則第125条及び第126条に規定するところにより計算した定期運賃及び料金を差し引いた残額及びSF残額(10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とする。)の払戻しをする。ただし、払戻しの対象となる計算額(手数料を差し引く前の金額をいう。)が220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として收受し、不足額は請求しない。

10 ICoca定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、次の各号によりICoca定期券1枚につき220円の手数料を收受して、定期運賃及び料金の払戻し並びにSF残額とデポジットを引き継いだICocaへの変更を請求することができる。

- (1) 券面表示の通用期間前に払戻しの請求があった場合には、旅客営業規則第123条に規定するとおり、既に支払った定期運賃及び料金の払戻しをする。
- (2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期運賃及び料金から、使用開始後の経過日数に応じて旅客営業規則第125条及び第126条に規定するところにより計算した定期運賃及び料金を差し引いた残額の払戻しをする。ただし、払戻しの対象となる計算額(手数料を差し引く前の金額のことをいう。)のうちSF残額を除いた金額が220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として收受し、不足額は請求しない。

(不正使用等の旅客に対する増運賃の徴収)

第52条 前条の規定によりIC証票を無効とした場合は、普通運賃及び料金並びに増運賃を徴収する。徴収する額は、旅客営業規則第112条の規定を準用する。

2 前項の規定により、普通運賃及び料金並びに増運賃を徴収する

上げ、10円単位とした額とする。)の払戻しをする。

- (2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期運賃から、使用開始後の経過日数に応じて旅客営業規則第125条及び第126条に規定するところにより計算した定期運賃を差し引いた残額及びSF残額(10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とする。)の払戻しをする。ただし、払戻しの対象となる計算額(手数料を差し引く前の金額をいう。)が220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として收受し、不足額は請求しない。

10 ICoca定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、次の各号によりICoca定期券1枚につき220円の手数料を收受して、定期運賃の払戻し及びSF残額とデポジットを引き継いだICocaへの変更を請求することができる。

- (1) 券面表示の通用期間前に払戻しの請求があった場合には、旅客営業規則第123条に規定するとおり、既に支払った定期運賃の払戻しをする。
- (2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期運賃から、使用開始後の経過日数に応じて旅客営業規則第125条及び第126条に規定するところにより計算した定期運賃を差し引いた残額の払戻しをする。ただし、払戻しの対象となる計算額(手数料を差し引く前の金額のことをいう。)のうちSF残額を除いた金額が220円に満たない場合は、当該計算額を手数料として收受し、不足額は請求しない。

(不正使用等の旅客に対する増運賃の徴収)

第52条 前条の規定によりIC証票を無効とした場合は、普通運賃及び増運賃を徴収する。徴収する額は、旅客営業規則第112条の規定を準用する。

2 前項の規定により、普通運賃及び増運賃を徴収する際、乗車駅



際、乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第113条の規定を準用する。

(同一駅で出場する場合の取扱い)

第53条 旅客がIC証票を使用して自動改札機による改札を受けて乗車を開始したのち、任意に乗車を中止して同一駅から出場する場合は、適用された運賃及び料金の取消し又は既に徴収された運賃及び料金の払戻しを請求することができない。

2 同一駅からの出場の際し、運賃が確定していない場合又はSFから運賃相当額が減額されていない場合、旅客は1区相当運賃及び料金を現金で支払ったうえ、IC証票の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、券面表示が通用期間内のICOCA定期券を所持し、券面表示区間内を乗車する旅客は除く。

別表3 (第32条関係)

(1) 特定利用にかかる割引運賃の上限額

ア 当社線を登録した場合

イ 当社線、シティバス線の双方を登録した場合

(2) 特定利用にかかる割引運賃の上限額に加算する料金

ア 当社線を登録した場合

区分	一般	
	大人	小児
	円	円
1区	340	170
2区	350	170

が判明しない場合は、旅客営業規則第113条の規定を準用する。

(同一駅で出場する場合の取扱い)

第53条 旅客がIC証票を使用して自動改札機による改札を受けて乗車を開始したのち、任意に乗車を中止して同一駅から出場する場合は、適用された運賃の取消し又は既に徴収された運賃の払戻しを請求することができない。

2 同一駅からの出場の際し、運賃が確定していない場合又はSFから運賃相当額が減額されていない場合、旅客は1区相当運賃を現金で支払ったうえ、IC証票の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、券面表示が通用期間内のICOCA定期券を所持し、券面表示区間内を乗車する旅客は除く。

別表3 (第32条関係)

特定利用にかかる割引運賃の上限額

(1) 当社線を登録した場合

(2) 当社線、シティバス線の双方を登録した場合

別表4 (第34条関係)

特定利用にかかる割引運賃の上限額

3区	340	170
4区	340	170
5区	340	170

イ 当社線、シティバス線の双方を登録した場合

区分		一般	
		大人	小児
シティバス線	当社線	円	円
全線	1区	260	130
	2区	250	120
	3区	260	130
	4区	260	130
	5区	250	120

別表4（第34条関係）

(1) 特定利用にかかる割引運賃の上限額

(2) 特定利用にかかる割引運賃の上限額に加算する料金

区分	一般	
	大人	小児
適用条件	円	円
小エリア 2区相当	400	190
中エリア 3区相当	410	210
大エリア 4区相当	410	200

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。



身体障がい者等運賃割引規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>身体障がい者等運賃割引規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第39号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、身体障がい者等が、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）が経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「当社線」という。）に乗車する際の各種運賃<u>及び料金</u>の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 身体障がい者等に対する割引運賃<u>及び料金</u>による、当社線にかかる旅客輸送については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(割引運賃<u>及び料金</u>の種類)</p> <p>第6条 身体障がい者、知的障がい者及びその介護人に対しては、身体障がい者手帳若しくは療育手帳（以下「手帳」という。）又は当社が指定したモバイルアプリケーション（以下「手帳等」という。）の提示により、次の運賃<u>及び料金</u>について次の場合に割引を行う。ただし、他の運輸機関の経営する鉄道、軌道又は自動車線（以下「他の運輸機関の鉄道等」という。）との連絡運輸については、その運輸機関においても同様の割引を行っている場合に限る。</p> <p>(1) 当社線 普通運賃、定期運賃<u>及び料金</u></p> <p>(2) 当社線と大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）が指定する乗合自動車の路線（以下「シティバス線」という。）との連絡運輸 普通運賃、定期運賃<u>及び料金</u></p> <p>(3) 当社線と他の運輸機関の鉄道等（ただし、シティバス線を</p>	<p>身体障がい者等運賃割引規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第39号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、身体障がい者等が、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）が経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「当社線」という。）に乗車する際の各種運賃の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 身体障がい者等に対する割引運賃による、当社線にかかる旅客輸送については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(割引運賃の種類)</p> <p>第6条 身体障がい者、知的障がい者及びその介護人に対しては、身体障がい者手帳若しくは療育手帳（以下「手帳」という。）又は当社が指定したモバイルアプリケーション（以下「手帳等」という。）の提示により、次の運賃について次の場合に割引を行う。ただし、他の運輸機関の経営する鉄道、軌道又は自動車線（以下「他の運輸機関の鉄道等」という。）との連絡運輸については、その運輸機関においても同様の割引を行っている場合に限る。</p> <p>(1) 当社線 普通運賃、定期運賃</p> <p>(2) 当社線と大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）が指定する乗合自動車の路線（以下「シティバス線」という。）との連絡運輸 普通運賃、定期運賃</p> <p>(3) 当社線と他の運輸機関の鉄道等（ただし、シティバス線を</p>	

除く。)との連絡運輸

普通運賃、定期運賃及び料金

2 前項の規定にかかわらず、12歳未満の身体障がい者、12歳未満の知的障がい者及び12歳未満の介護人に対しては、当社線とシティバス線との連絡運輸の普通運賃、定期運賃及び料金について割引を行わない。

4 第1項の割引を行う運賃及び料金は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当社線

旅客営業規則第46条に規定する特割運賃、特割定期運賃及び料金

(2) 当社線とシティバス線との連絡運輸

大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則（以下「地下バス連絡規則」という。）第12条に規定する特割運賃及び特割定期運賃並びに同規則第12条の2に規定する料金

(3) 当社線と他の運輸機関の鉄道等（ただし、シティバス線を除く。）との連絡運輸

連絡運輸規則（以下「連絡運輸規則」という。）第22条に規定する特別割引普通運賃、特別割引通勤定期運賃、特別割引通学定期運賃及び料金

(割引乗車券の種類及び発売)

第7条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者及びその介護人に対し、次の各号に規定する乗車券を発売する。その場合には、前条第4項に規定する運賃及び料金を適用するものとする。

(介護人に対する運賃及び料金の割引)

第8条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者及び知的障がい者の介護人は、その身体障がい者及び知的障がい者と運賃及び料金の種類、乗車区間及び乗車券の有効期間が同一で、同時

除く。)との連絡運輸

普通運賃、定期運賃

2 前項の規定にかかわらず、12歳未満の身体障がい者、12歳未満の知的障がい者及び12歳未満の介護人に対しては、当社線とシティバス線との連絡運輸の普通運賃、定期運賃について割引を行わない。

4 第1項の割引を行う運賃は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当社線

旅客営業規則第46条に規定する特割運賃、特割定期運賃

(2) 当社線とシティバス線との連絡運輸

大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則（以下「地下バス連絡規則」という。）第12条に規定する特割運賃、特割定期運賃

(3) 当社線と他の運輸機関の鉄道等（ただし、シティバス線を除く。）との連絡運輸

連絡運輸規則（以下「連絡運輸規則」という。）第22条に規定する特別割引普通運賃、特別割引通勤定期運賃、特別割引通学定期運賃

(割引乗車券の種類及び発売)

第7条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者及びその介護人に対し、次の各号に規定する乗車券を発売する。その場合には、前条第4項に規定する運賃を適用するものとする。

(介護人に対する運賃の割引)

第8条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者及び知的障がい者の介護人は、その身体障がい者及び知的障がい者と運賃の種類、乗車区間及び乗車券の有効期間が同一で、同時（前条第3

(前条第3項第2号に規定する場合にあっては、連続)に運賃及び料金を支払う場合に限り、運賃及び料金の割引を受けることができる。

2 前項の規定による介護人に対する運賃及び料金の割引は、身体障がい者及び知的障がい者とその介護人とが、同時に同一区間を乗車する場合に限って適用する。

(介護人に対する運賃及び料金の割引の特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により身体障がい者及び知的障がい者が12歳未満のため、運賃及び料金の割引の適用を受けない場合には、その介護人のみ運賃及び料金の割引を行う。

2 前条の規定にかかわらず、第6条第3項の規定により6歳未満の身体障がい者及び6歳未満の知的障がい者が無料の取扱いを受ける場合には、その介護人のみ運賃及び料金の割引を行う。

(回数カード)

第10条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者及びその介護人が回数カードで運賃及び料金を支払おうとするときは、手帳等の提示により、特別割引回数カードを次の者に発売する。

2 特別割引回数カードで支払うことができる運賃及び料金は、第6条第4項に規定する運賃及び料金のうち、普通運賃及び料金に係る割引運賃及び料金とする。ただし、他の運輸機関の鉄道等(ただし、シティバス線を除く。)との連絡運輸に係る割引運賃及び料金には使用できない。

(IC証票)

第11条 手帳による割引を受けようとする第1種身体障がい者、第1種知的障がい者及びその介護人がIC証票で運賃及び料金を支払おうとするときは、第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード(以下「特別割引IC証票」という。)を使用することができる。

項第2号に規定する場合にあっては、連続)に運賃を支払う場合に限り、運賃の割引を受けることができる。

2 前項の規定による介護人に対する運賃の割引は、身体障がい者及び知的障がい者とその介護人とが、同時に同一区間を乗車する場合に限って適用する。

(介護人に対する運賃の割引の特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により身体障がい者及び知的障がい者が12歳未満のため、運賃の割引の適用を受けない場合には、その介護人のみ運賃の割引を行う。

2 前条の規定にかかわらず、第6条第3項の規定により6歳未満の身体障がい者及び6歳未満の知的障がい者が無料の取扱いを受ける場合には、その介護人のみ運賃の割引を行う。

(回数カード)

第10条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者及びその介護人が回数カードで運賃を支払おうとするときは、手帳等の提示により、特別割引回数カードを次の者に発売する。

2 特別割引回数カードで支払うことができる運賃は、第6条第4項に規定する運賃のうち、普通運賃に係る割引運賃とする。ただし、他の運輸機関の鉄道等(ただし、シティバス線を除く。)との連絡運輸に係る割引運賃には使用できない。

(IC証票)

第11条 手帳による割引を受けようとする第1種身体障がい者、第1種知的障がい者及びその介護人がIC証票で運賃を支払おうとするときは、第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード(以下「特別割引IC証票」という。)を使用することができる。

3 特別割引 I C 証票で支払うことができる運賃及び料金は、第 6 条第 4 項に規定する運賃及び料金のうち、普通運賃及び料金に係る割引運賃及び料金とする。

4 本人用と記載のある特別割引 I C 証票を使用する本人が車椅子を使用し、2 人の介護人をつける場合、介護者用と記載のある特別割引 I C 証票を使用しない介護人は、第 7 条に規定する乗車券（ただし、特別割引定期券を除く。）若しくは回数カードを用いて乗車して運賃及び料金を支払うことができる。

7 前項により、特別割引 I C 証票が使用できず、第 3 項に規定する割引運賃及び料金が適用されない場合でも、当社はその責を負わない。

（手帳の提示）

第13条 身体障がい者、知的障がい者及びその介護人が手帳による運賃及び料金の割引の適用を受ける場合には、手帳等を提示しなければならない。

#### 附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

3 特別割引 I C 証票で支払うことができる運賃は、第 6 条第 4 項に規定する運賃のうち、普通運賃に係る割引運賃とする。

4 本人用と記載のある特別割引 I C 証票を使用する本人が車椅子を使用し、2 人の介護人をつける場合、介護者用と記載のある特別割引 I C 証票を使用しない介護人は、第 7 条に規定する乗車券（ただし、特別割引定期券を除く。）若しくは回数カードを用いて乗車して運賃を支払うことができる。

7 前項により、特別割引 I C 証票が使用できず、第 3 項に規定する割引運賃が適用されない場合でも、当社はその責を負わない。

（手帳の提示）

第13条 身体障がい者、知的障がい者及びその介護人が手帳による運賃の割引の適用を受ける場合には、手帳等を提示しなければならない。

地方公共団体発行割引証等取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>地方公共団体発行割引証等取扱規則 2018年4月1日規則第40号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公共団体が発行する割引証等を所持する身体障がい者等が、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）が経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「当社線」という。）に乗車する際の各種運賃及び料金の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 地方公共団体が発行する割引証等を所持する身体障がい者等に対する割引運賃及び料金による、当社線にかかる旅客輸送については、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2章 割引証等の提示による運賃及び料金の取扱い</p> <p>(割引証等の取扱い)</p> <p>第5条 次に定める大阪市在住者に対して、別表2に定める発行者が発行する無料乗車証、乗車料金割引証又は敬老優待乗車証（以下「割引証等」という。）の提示により、無賃、運賃及び料金の割引又は第14条に規定する取扱いを行う。</p> <p>(割引証等の様式)</p> <p>第12条 割引証等の様式は、別に定める（別記様式）。</p> <p>第3節 無賃、運賃及び料金の割引の取扱い</p> <p>(介護人に対する無賃の取扱い)</p> <p>第18条 介護人付無料乗車証の交付を受けた者の介護人については、第16条の規定によるほか、区間を限定した無料乗車証を所持する場合には、介護人単独であってもその区間に限って無賃の取扱いをする。</p>	<p>地方公共団体発行割引証等取扱規則 2018年4月1日規則第40号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公共団体が発行する割引証等を所持する身体障がい者等が、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）が経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「当社線」という。）に乗車する際の各種運賃の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 地方公共団体が発行する割引証等を所持する身体障がい者等に対する割引運賃による、当社線にかかる旅客輸送については、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2章 割引証等の提示による運賃の取扱い</p> <p>(割引証等の取扱い)</p> <p>第5条 次に定める大阪市在住者に対して、別表2に定める発行者が発行する無料乗車証、乗車料金割引証又は敬老優待乗車証（以下「割引証等」という。）の提示により、無賃、運賃の割引又は第14条に規定する取扱いを行う。</p> <p>(割引証等の様式)</p> <p>第12条 割引証等の様式は、別に定める（別記様式第4項）。</p> <p>第3節 無賃、運賃の割引の取扱い</p> <p>(介護人に対する無賃の取扱い)</p> <p>第18条 介護人付無料乗車証の交付を受けた者の介護人については、第16条の規定によるほか、区間を限定した無料乗車証を所持する場合には、介護人単独であってもその区間に限って無賃の取扱いをする。</p>	

(乗車料金割引証による運賃及び料金の取扱い)

第19条 乗車料金割引証の交付を受けた者に対しては、同割引証の提示により、次の運賃及び料金について割引を行う。

(1) 当社線

普通運賃、定期運賃及び料金

(2) 当社線と大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）の指定する自動車線（以下「シティバス線」という。）との連絡運輸

普通運賃、定期運賃及び料金

2 前項の規定にかかわらず、乗車料金割引証の交付を受けた者のうち、第10条第2号に規定する者については、普通運賃及び料金のみ割引を行う。

3 前2項の割引を行う運賃及び料金は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当社線

旅客営業規則第46条に規定する特割運賃、特割定期運賃及び料金

(2) 当社線とシティバス線との連絡運輸

大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則（以下「地下バス連絡規則」という。）第12条に規定する特割運賃及び特割定期運賃並びに同規則第12条の2に規定する料金

(割引乗車券の種類)

第20条 乗車料金割引証の交付を受けた者が当社線に乗車する場合には、あらかじめ前条第3項に規定する運賃及び料金を支払い、次の各号に規定する乗車券を購入し、所持しなければならない。ただし、次条に規定する回数カードを使用する場合はこの限りではない。

(回数カード)

(乗車料金割引証による運賃の取扱い)

第19条 乗車料金割引証の交付を受けた者に対しては、同割引証の提示により、次の運賃について割引を行う。

(1) 当社線

普通運賃、定期運賃

(2) 当社線と大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）の指定する自動車線（以下「シティバス線」という。）との連絡運輸

普通運賃、定期運賃

2 前項の規定にかかわらず、乗車料金割引証の交付を受けた者のうち、第10条第2号に規定する者については、普通運賃のみ割引を行う。

3 前2項の割引を行う運賃は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当社線

旅客営業規則第46条に規定する特割運賃、特割定期運賃

(2) 当社線とシティバス線との連絡運輸

大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則（以下「地下バス連絡規則」という。）第12条に規定する特割運賃、特割定期運賃

(割引乗車券の種類)

第20条 乗車料金割引証の交付を受けた者が当社線に乗車する場合には、あらかじめ前条第3項に規定する運賃を支払い、次の各号に規定する乗車券を購入し、所持しなければならない。ただし、次条に規定する回数カードを使用する場合はこの限りではない。

(回数カード)



第21条 乗車料金割引証の提示による割引を受けようとする者が運賃先払いカード取扱規則（以下「先払いカード規則」という。）第3条に規定する回数カードで運賃及び料金を支払おうとするときは、乗車料金割引証の提示により、特別割引回数カードを発売する。

2 前項の特別割引回数カードで支払うことができる運賃及び料金は、第19条第3項に規定する運賃及び料金のうち、普通運賃及び料金に係る割引運賃及び料金とする。

（割引証等の提示及び携行）

第22条 割引証等（敬老優待乗車証を除く。）の交付を受けた者が、無賃又は運賃及び料金の割引の取扱いを受ける場合には、その割引証等（敬老優待乗車証を除く。）を提示しなければならない。ただし、当社線の乗車について無賃の取扱いを受ける場合（第16条の規定に基づき乗車する場合を除く。）には、提示に代えて、自動改札機による改札を受けなければならない。

3 割引証等の交付を受けた者が、無賃、運賃及び料金の割引又は第14条第1項に規定する取扱いを受ける場合には、乗降の際及び乗車中はその割引証等を常に携行し、係員から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（手帳の携行）

第23条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、戦傷病者及び原爆被爆者が、無賃又は運賃及び料金の割引の取扱いを受ける場合には、乗降の際及び乗車中はそれぞれ身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳を常に携行し、係員から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（割引証等の申請及び発行）

第24条 この規則において、割引証等の提示による運賃及び料金の割引等を受けようとする者は、別表2に定めるそれぞれの発行者が定める申請手続きに基づいて、あらかじめ割引証等の交付を受けなければならない。

第21条 乗車料金割引証の提示による割引を受けようとする者が運賃先払いカード取扱規則（以下「先払いカード規則」という。）第3条に規定する回数カードで運賃を支払おうとするときは、乗車料金割引証の提示により、特別割引回数カードを発売する。

2 前項の特別割引回数カードで支払うことができる運賃は、第19条第3項に規定する運賃のうち、普通運賃に係る割引運賃とする。

（割引証等の提示及び携行）

第22条 割引証等（敬老優待乗車証を除く。）の交付を受けた者が、無賃又は運賃の割引の取扱いを受ける場合には、その割引証等（敬老優待乗車証を除く。）を提示しなければならない。ただし、当社線の乗車について無賃の取扱いを受ける場合（第16条の規定に基づき乗車する場合を除く。）には、提示に代えて、自動改札機による改札を受けなければならない。

3 割引証等の交付を受けた者が、無賃、運賃の割引又は第14条第1項に規定する取扱いを受ける場合には、乗降の際及び乗車中はその割引証等を常に携行し、係員から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（手帳の携行）

第23条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、戦傷病者及び原爆被爆者が、無賃又は運賃の割引の取扱いを受ける場合には、乗降の際及び乗車中はそれぞれ身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳を常に携行し、係員から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（割引証等の申請及び発行）

第24条 この規則において、割引証等の提示による運賃の割引等を受けようとする者は、別表2に定めるそれぞれの発行者が定める申請手続きに基づいて、あらかじめ割引証等の交付を受けなければならない。



(割引証等の不正使用に対する増運賃の徴収)

第31条 第29条の規定により無料乗車証又は敬老優待乗車証を無効として回収した場合、次の各号により計算した相当運賃及び料金並びにその2倍以内の増運賃を徴収する。

(1) 第29条第1号から第6号までの場合、区間を限定しない無料乗車証については1日乗車券を、区間を限定した無料乗車証については普通運賃及び料金によりその区間を毎日1往復ずつ、次の区分により使用したものとして計算した運賃及び料金。ただし、無料乗車証を不正に使用した日数が特定できる場合は、その日数により計算するものとする。

(2) 第29条第7号の場合は、その乗車区間及び乗車回数に応じて計算した普通運賃及び料金

2 第29条各号のうち、2以上に該当する場合は、前項により計算した運賃及び料金の最も高額となるものを適用する。

4 第29条の規定により、乗車料金割引証を無効として回収した場合は、その所持する乗車券に応じ、旅客営業規則第112条から第114条までの規定に基づき相当運賃及び料金並びに増運賃を徴収する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

(割引証等の不正使用に対する増運賃の徴収)

第31条 第29条の規定により無料乗車証又は敬老優待乗車証を無効として回収した場合、次の各号により計算した相当運賃及び2倍以内の増運賃を徴収する。

(1) 第29条第1号から第6号までの場合、区間を限定しない無料乗車証については二日乗車券を、区間を限定した無料乗車証については普通運賃によりその区間を毎日1往復ずつ、次の区分により使用したものとして計算した運賃。ただし、無料乗車証を不正に使用した日数が特定できる場合は、その日数により計算するものとする。

(2) 第29条第7号の場合は、その乗車区間及び乗車回数に応じて計算した普通運賃

2 第29条各号のうち、2以上に該当する場合は、前項により計算した運賃の最も高額となるものを適用する。

4 第29条の規定により、乗車料金割引証を無効として回収した場合は、その所持する乗車券に応じ、旅客営業規則第112条から第114条までの規定に基づき相当運賃及び増運賃を徴収する。

連絡運輸規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>連絡運輸規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第44号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>ス</u> 京都市交通局（以下「京都市交」という。）</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(4) 料金 旅客営業規則に規定する料金又は社の料金をいう。</u></p> <p>(キロ程の端数計算)</p> <p>第7条 キロ程をもって運賃<u>及び料金</u>を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、運輸機関ごとに1キロメートルに切り上げる。</p> <p>(運賃<u>及び料金</u>の計算)</p> <p>第8条 運賃<u>及び料金</u>を計算する場合の1円未満の端数は、運輸機関ごとにこれを円単位に切り上げて計算する。</p> <p>2 前項により運賃<u>及び料金</u>を計算した場合において、10円未満の端数が生じ、この端数を整理する必要があるときは、各運輸機関が定める方法により、運輸機関ごとに10円単位に端数計算する。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第9条 旅客営業規則第4条、第5条、第7条から第10条及び第14条から第16条までの規定は、この章において準用する。</p> <p style="padding-left: 40px;">第4条 運賃<u>及び料金</u>前払の原則</p> <p style="padding-left: 80px;">第3章 運賃<u>及び料金</u></p> <p>(運賃<u>及び料金</u>の種類)</p>	<p>連絡運輸規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第44号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>ス</u> <u>近鉄バス株式会社（以下「近鉄バス」という。）</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>セ</u> 京都市交通局（以下「京都市交」という。）</p> <p>(キロ程の端数計算)</p> <p>第7条 キロ程をもって運賃を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、運輸機関ごとに1キロメートルに切り上げる。</p> <p>(運賃の計算)</p> <p>第8条 運賃を計算する場合の1円未満の端数は、運輸機関ごとにこれを円単位に切り上げて計算する。</p> <p>2 前項により運賃を計算した場合において、10円未満の端数が生じ、この端数を整理する必要があるときは、各運輸機関が定める方法により、運輸機関ごとに10円単位に端数計算する。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第9条 旅客営業規則第4条、第5条、第7条から第10条及び第14条から第16条までの規定は、この章において準用する。</p> <p style="padding-left: 40px;">第4条 運賃前払の原則</p> <p style="padding-left: 80px;">第3章 運賃</p> <p>(運賃の種類)</p>	

第22条 運賃及び料金の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるところによる。

(5) 鉄道駅バリアフリー料金

ア 第1号アに加算する料金

イ 第1号イに加算する料金

ウ 第2号に加算する料金

エ 第3号アに加算する料金

オ 第3号ウに加算する料金

カ 第4号に加算する料金

第53条 旅客の年齢区分、運賃及び料金の徴収

第2節 普通運賃及び料金

(普通運賃及び料金)

第24条 普通運賃及び料金は、次の各号に定める普通運賃及び料金の併算額とする。

(1) 当社線区間 旅客営業規則第54条に規定する普通運賃及び同規則第54条の2に規定する料金

(2) 社線区間 社線において定める普通運賃及び料金

2 前項の規定にかかわらず、別表2に定める適用範囲等に該当する区間にあつては、当社線区間普通運賃及び料金と社線区間普通運賃及び料金との併算額から割引額を差し引いた運賃及び料金(以下「乗継割引運賃」という。)とする。

(特割運賃及び料金)

第25条 特割運賃及び料金は、次の各号に定める特割運賃及び料金の併算額とする。

(1) 当社線区間 旅客営業規則第55条に規定する特割運賃及び同規則第55条の2に規定する料金

第22条 運賃の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるところによる。

第53条 旅客の年齢区分及び運賃の徴収

第2節 普通運賃

(普通運賃)

第24条 普通運賃は、次の各号に定める普通運賃の併算額とする。

(1) 当社線区間 旅客営業規則第54条に規定する普通運賃

(2) 社線区間 社線において定める普通運賃

2 前項の規定にかかわらず、別表2に定める適用範囲等に該当する区間にあつては、当社線区間普通運賃と社線区間普通運賃との併算額から割引額を差し引いた運賃(以下「乗継割引運賃」という。)とする。

(特割運賃)

第25条 特割運賃は、次の各号に定める特割運賃の併算額とする。

(1) 当社線区間 旅客営業規則第55条に規定する特割運賃

(2) 社線区間 社線において定める特割運賃及び料金

2 前項の規定にかかわらず、社線において割引とならないものについては、当社線特割運賃及び料金と社線区間無割引の普通運賃及び料金との併算額とする。

### 第3節 回数運賃及び料金

(回数運賃及び料金)

第26条 回数運賃及び料金は、次の各号に定める回数運賃及び料金の併算額とする。

(1) 当社線区間 別表3に定める回数運賃及び料金

### 第4節 定期運賃及び料金

(定期運賃及び料金)

第27条 定期運賃及び料金は、次の各号に定める定期運賃及び料金の併算額とする。

(1) 当社線区間 旅客営業規則第59条に規定する定期運賃及び同規則第59条の2に規定する料金

(2) 社線区間 社線において定める定期運賃及び料金

(特割定期運賃及び料金)

第27条の2 特割定期運賃及び料金は、次の各号に定める特割定期運賃及び料金の併算額とする。

(1) 当社線区間 旅客営業規則第60条に規定する特割定期運賃及び同規則第60条の2に規定する料金

(2) 社線区間 社線において定める特割定期運賃及び料金

### 第5節 団体運賃及び料金

(団体運賃及び料金)

第28条 団体運賃及び料金は、次の各号に定める団体運賃及び料金の併算額とする。

(2) 社線区間 社線において定める特割運賃

2 前項の規定にかかわらず、社線において割引とならないものについては、当社線特割運賃と社線区間無割引の普通運賃との併算額とする。

### 第3節 回数運賃

(回数運賃)

第26条 回数運賃は、次の各号に定める回数運賃の併算額とする。

(1) 当社線区間 別表3に定める回数運賃

### 第4節 定期運賃

(定期運賃)

第27条 定期運賃は、次の各号に定める定期運賃の併算額とする。

(1) 当社線区間 旅客営業規則第59条第1号及び第2号に規定する定期運賃

(2) 社線区間 社線において定める定期運賃

### 第5節 団体運賃

(団体運賃)

第28条 団体運賃は、次の各号に定める団体運賃の併算額とする。

(1) 当社線区間 旅客営業規則第65条の規定により計算した  
団体運賃及び料金

(2) 社線区間 社線において定める団体運賃及び料金

(乗車券の表示事項)

第32条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 運賃と料金の合算額

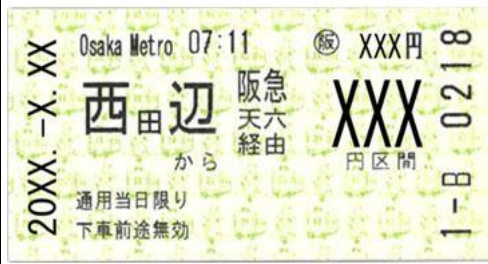
(普通券の様式)

第34条 普通券の様式は、次のとおりとする。

(1) 阪急連絡用

ア 阪急連絡普通券

縦 3.0cm 横 5.75cm



(2) 北急連絡用

ア 北急連絡普通券

縦 3.0cm 横 5.75cm

(1) 当社線区間 旅客営業規則第64条及び第65条の規定によ  
り計算した団体運賃

(2) 社線区間 社線において定める団体運賃

(乗車券の表示事項)

第32条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 運賃

(普通券の様式)

第34条 普通券の様式は、次のとおりとする。

(1) 阪急連絡用

ア 阪急連絡普通券

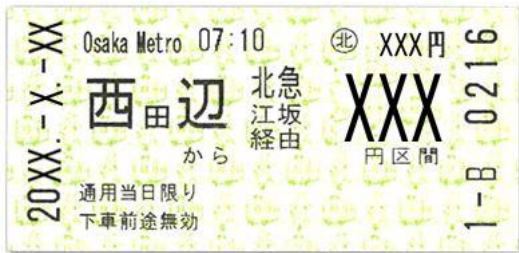
縦 3.0cm 横 5.75cm



(2) 北急連絡用

ア 北急連絡普通券

縦 3.0cm 横 5.75cm



(3) 近鉄連絡用

ア 近鉄連絡普通券

縦 3.0cm 横 5.75cm



(回数券の様式)

第35条 回数券の様式は、次のとおりとする。

縦 5.75cm 横 8.5cm



(3) 近鉄連絡用

ア 近鉄連絡普通券

縦 3.0cm 横 5.75cm



(回数券の様式)

第35条 回数券の様式は、次のとおりとする。

縦 5.75cm 横 8.5cm





(引換え後の回数券の様式)

第36条 北急連絡回数券による引換え後の回数券の様式は、次のとおりとする。

縦 3.0cm 横 5.75cm



第4節 定期券の様式

(準用規定)



(引換え後の回数券の様式)

第36条 北急連絡回数券による引換え後の回数券の様式は、次のとおりとする。

縦 3.0cm 横 5.75cm



第4節 定期券の様式

(定期券の様式)



第37条 旅客営業規則第92条の規定は、この節において準用する。

(注) 準用する旅客営業規則の内容は、次のとおりである。

第92条 定期券の様式

第37条 定期券の様式は、次のとおりとする。

(1) 通勤用

縦 5.75cm 横 8.5cm



(2) 通学用

縦 5.75cm 横 8.5cm



(乗車変更又は払戻し等の手数料)

第40条 乗車変更又は払戻し等の取扱いの際に徴収する手数料は、次の各号に定めるところによる。

第105条 運賃及び料金払戻しに伴う割引証等の返還

(準用規定)

第44条 旅客営業規則第116条から第118条までの規定は、この節において準用する。

第117条 再收受した運賃及び料金の払戻し

(準用規定)

第45条 旅客営業規則の第120条から第121条まで、第123条から第127条まで、第129条及び第130条の規定は、この節において準用する。

第120条 乗車前の普通券の払戻し

第120条の2 乗車前の団体券の払戻し

第121条 乗車後の運賃及び料金の払戻し

第123条 使用開始前の定期運賃及び料金等の払戻し

(乗車変更又は払戻し等の手数料)

第40条 乗車変更又は払戻し等の取扱いの際に徴収する手数料は、次の各号に定めるところによる。

第105条 運賃払戻しに伴う割引証等の返還

(準用規定)

第44条 旅客営業規則第116条から第118条までの規定は、この節において準用する。

第117条 再收受した運賃の払戻し

(準用規定)

第45条 旅客営業規則の第120条、第121条及び第123条から第130条の規定は、この節において準用する。

第120条 乗車前の乗車券の払戻し

第121条 乗車後の運賃の払戻し

第123条 使用開始前の定期運賃等の払戻し

第124条 通用開始日の定期運賃及び料金等の払戻し  
第125条 使用開始後7日以内の定期運賃及び料金の払戻し  
第126条 使用開始後8日以上定期運賃及び料金の払戻し  
第127条 定期券の種類・区間変更の申し出があった場合の定期運賃及び料金の払戻し

第129条 使用開始後の回数運賃及び料金の払戻し  
第130条 傷病等の場合の普通運賃及び料金の払戻し

(列車運行不能の場合における無賃送還等の取扱い範囲)

第46条 列車が運行不能となった場合における無賃送還、運賃及び料金の払戻し等については、その事実が発生した運輸機関に限るものとする。

(準用規定)

第47条 旅客営業規則第131条から第135条までの規定は、この節において準用する。ただし、運行不能が一部の運輸機関である場合は、旅客営業規則第135条に規定する定期券の通用期間延長の取扱いをしない。

第132条 乗車中止による運賃及び料金の払戻し

第135条 運行休止の場合の定期券の通用期間の延長又は運賃及び料金の払戻し

## II 鉄軌道自動車線連絡

### 1 自動車線・阪急・当社線の3線連絡

#### (1) 発売範囲

阪急バス、伊丹市交、神戸市交、京都市交	阪急	当社線
---------------------	----	-----

第124条 通用開始日の定期運賃等の払戻し  
第125条 使用開始後7日以内の定期運賃の払戻し  
第126条 使用開始後8日以上定期運賃の払戻し  
第127条 定期券の種類・区間変更の申し出があった場合の定期運賃の払戻し

#### 第128条 期間調整した定期運賃の払戻し

第129条 使用開始後の回数運賃の払戻し  
第130条 傷病等の場合の普通運賃の払戻し

(列車運行不能の場合における無賃送還等の取扱い範囲)

第46条 列車が運行不能となった場合における無賃送還及び運賃の払戻し等については、その事実が発生した運輸機関に限るものとする。

(準用規定)

第47条 旅客営業規則第131条から第135条までの規定は、この節において準用する。ただし、運行不能が一部の運輸機関である場合は、旅客営業規則第135条に規定する定期券の通用期間延長の取扱いをしない。

第132条 乗車中止による運賃の払戻し

第135条 運行休止の場合の定期券の通用期間の延長又は運賃の払戻し

## II 鉄軌道自動車線連絡

### 1 自動車線・阪急・当社線の3線連絡

#### (1) 発売範囲

阪急バス、伊丹市交、神戸市交、 <u>近鉄バス</u> 、京都市交	阪急	当社線
-----------------------------------	----	-----

路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲
阪急が自動車線各社と定める路線及び接続駅			I 鉄軌道連絡 7 阪急電鉄連絡（梅田接続）及び8 阪急電鉄連絡（天神橋筋六丁目接続）に定めるとおりとする。				

2 自動車線・阪急・当社線・京阪の4線連絡

(1) 発売範囲

阪急バス、伊丹市交、神戸市交、京都市交		阪急			当社線	京阪		
路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	接続駅	接続駅	路線	発売範囲
阪急が自動車線各社と定める路線及び接続駅			I 鉄軌道連絡 13 阪急・当社線・京阪の3線連絡に定めるとおりとする。					

別表3

種別	当社線	運賃と料金の合算額
大人	1区	1,900

路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲
阪急が自動車線各社と定める路線及び接続駅			I 鉄軌道連絡 7 阪急電鉄連絡（梅田接続）及び8 阪急電鉄連絡（天神橋筋六丁目接続）に定めるとおりとする。				

2 自動車線・阪急・当社線・京阪の4線連絡

(1) 発売範囲

阪急バス、伊丹市交、神戸市交、 <u>近鉄バス</u> 、京都市交		阪急			当社線	京阪		
路線	発売範囲	接続駅	路線	発売範囲	接続駅	接続駅	路線	発売範囲
阪急が自動車線各社と定める路線及び接続駅			I 鉄軌道連絡 13 阪急・当社線・京阪の3線連絡に定めるとおりとする。					

別表3

種別	当社線	運賃
大人	1区	1,800円
	2区	2,300

		円
	2区	2,400円
	3区	2,900円
	4区	3,400円
	5区	3,900円
小児	1区	950円
	2区	1,200円
	3区	1,450円
	4区	1,700円
	5区	1,950円

		円
	3区	2,800円
	4区	3,300円
	5区	3,800円
小児	1区	900円
	2区	1,150円
	3区	1,400円
	4区	1,650円
	5区	1,900円

**附 則**

この規則は、2023年4月1日から施行する。







振替輸送取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>振替輸送取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第46号</p> <p>(施行細目)</p> <p>第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、交通事業本部<b>駅務部</b>長が定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、2023年4月1日から施行する。</u></p>	<p>振替輸送取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第46号</p> <p>(施行細目)</p> <p>第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、交通事業本部<b>運輸部</b>長が定める。</p> <p>—</p>	

大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考		
<p>大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 2018年4月1日規則第43号</p> <p>(運賃及び料金の計算)</p> <p>第5条 運賃及び料金を計算する場合の1円未満の端数は、当社及びシティバスがそれぞれ定めるところによりこれを円単位に切り上げて計算する。</p> <p>2 前項により運賃及び料金を計算した場合において、10円未満の端数が生じ、この端数を整理する必要があるときは、当社及びシティバスがそれぞれ定める方法により、当社線及びシティバス線それぞれの区分に応じて10円単位に端数計算する。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第6条 旅客営業規則第4条から第16条までの規定は、この章において準用する。</p> <p>第4条 運賃及び料金前払の原則</p> <p>第13条 運賃及び料金の計算</p> <p>第3章 運賃及び料金</p> <p><u>(連絡乗車券の運賃に加算する料金)</u></p> <p><u>第12条の2 連絡乗車券の運賃(シティバス線にかかる運賃を含む。)に加算する料金は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>連絡普通券</u> <u>旅客営業規則第54条の2及び第55条の2に定める料金</u></p> <p>(2) <u>連絡定期券</u> <u>ア 通勤定期券(大人)</u></p>	<p>大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 2018年4月1日規則第43号</p> <p>(運賃の計算)</p> <p>第5条 運賃を計算する場合の1円未満の端数は、当社及びシティバスがそれぞれ定めるところによりこれを円単位に切り上げて計算する。</p> <p>2 前項により運賃を計算した場合において、10円未満の端数が生じ、この端数を整理する必要があるときは、当社及びシティバスがそれぞれ定める方法により、当社線及びシティバス線それぞれの区分に応じて10円単位に端数計算する。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第6条 旅客営業規則第4条から第16条までの規定は、この章において準用する。</p> <p>第4条 運賃前払の原則</p> <p>第13条 運賃の計算</p> <p>第3章 運賃</p>			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1366 660 1425">会社別</td> <td data-bbox="665 1366 1028 1425">料金</td> </tr> </table>	会社別	料金		
会社別	料金			

シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
2キロメートル未満及び全線	1区	円280	円820	円1,550
	2区	280	810	1,540
	3区	290	810	1,540
	4区	290	810	1,540
	5区	280	810	1,530

イ 通勤定期券（小児及び特割大人）

会社別	料金			
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
2キロメートル未満及び全線	1区	円140	円420	円770
	2区	140	410	770
	3区	140	400	780
	4区	140	410	780
	5区	150	400	760

（特定区間の定期運賃）

第13条 第12条第2号の規定にかかわらず、旅客営業規則第61条に定める特定区間の定期運賃が適用される区間とシティバス線を連絡して乗車する場合の連絡定期券の運賃（シティバス線にかかる運賃を含む。）は、次のとおりとする。

（特定区間の定期運賃に加算する料金）

第13条の2 第12条の2第2号の規定にかかわらず、旅客営業規則第61条に定める特定区間の定期運賃が適用される区間とシティバス線を連絡して乗車する場合の連絡定期券の運賃（シティバス線にかかる運賃を含む。）に加算する料金は、次のとおりとする。

（1）通勤定期券（大人）

（特定区間の定期運賃）

第13条 前条第2号の規定にかかわらず、旅客営業規則第61条に定める特定区間の定期運賃が適用される区間とシティバス線を連絡して乗車する場合の連絡定期券の運賃（シティバス線にかかる運賃を含む。）は、次のとおりとする。

会社別		料金		
シティバス線	当社線	1か 月	3か 月	6か月
2キロメートル 未満及び全線	南森町～今里（谷町九丁 目又は日本橋経由）	円 280	円 810	円 1,540

(2) 通勤定期券（小児及び特割大人）

会社別		料金		
シティバス線	当社線	1か 月	3か 月	6か 月
2キロメートル 未満及び全線	南森町～今里（谷町九丁目 又は日本橋経由）	円 140	円 410	円 770

（連絡乗車券の様式）

第15条 連絡乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 連絡普通券

ア 大人

(ア) 自動券売機引換連絡普通券

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



（連絡乗車券の様式）

第15条 連絡乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 連絡普通券

ア 大人

(ア) 自動券売機引換連絡普通券

縦 3.0 cm 横 5.75 cm





イ 小児

(ア) 自動券売機引換連絡普通券

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



ウ 特割大人

(ア) 自動券売機引換連絡普通券

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



(2) 連絡定期券

ア 通勤定期券

(ア) 乗合自動車2キロメートル未満

縦 8.5 cm 横 5.75 cm

イ 小児

(ア) 自動券売機引換連絡普通券

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



ウ 特割大人

(ア) 自動券売機引換連絡普通券

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



(2) 連絡定期券

ア 通勤定期券

(ア) 乗合自動車2キロメートル未満

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



(ア) 乗合自動車全線

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



(ア) 乗合自動車全線

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



イ 通学定期券

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



イ 通学定期券

縦 8.5 cm 横 5.75 cm





(連絡定期券の経路、区間又は種類の変更)

第18条 旅客は、その所持する定期券を提出し、経路、区間又は種類の変更をすることができる。この場合、当社線及びシティバス線の区分に応じ、それぞれが定めるところにより行うものとし、定期券1枚につき手数料220円を徴収する。

2 区間又は種類の変更をする場合に、既納の定期運賃及び料金の日割額（通用期間が1か月の定期運賃及び料金にあつては30日、3か月の定期運賃及び料金にあつては90日、6か月の定期運賃及び料金にあつては180日で、それぞれの定期運賃及び料金を除した額をいう。以下同じ。）と新たに変更する区間又は種類に対する原定期券と同じ期間の定期運賃及び料金の日割額とを比較して差



(連絡定期券の経路、区間又は種類の変更)

第18条 旅客は、その所持する定期券を提出し、経路、区間又は種類の変更をすることができる。この場合、当社線及びシティバス線の区分に応じ、それぞれが定めるところにより行うものとし、定期券1枚につき手数料220円を徴収する。

2 区間又は種類の変更をする場合に、既納の定期運賃の日割額（通用期間が1か月の定期運賃にあつては30日、3か月の定期運賃にあつては90日、6か月の定期運賃にあつては180日で、それぞれの定期運賃を除した額をいう。以下同じ。）と新たに変更する区間又は種類に対する原定期券と同じ期間の定期運賃の日割額とを比較して差額のあるときは、その差額に定期券の未使用日数

額のあるときは、その差額に定期券の未使用日数（請求当日は含まない。）を乗じて端数計算をした額を追徴又は払戻しをする。

（連絡定期券の区間又は経路変更の特例）

第19条 当社線の路線及びシティバス線の運行系統並びに停留所の廃止等により、旅客がその所持する定期券を提出して、区間又は経路の変更を申し出た場合は、その取扱いをすることができる。

2 前項の取扱いをする場合は、既納の定期運賃及び料金の日割額と新たに変更する区間又は経路に対する原定期券と同じ期間の定期運賃及び料金の日割額とを比較して差額のあるときは、その差額に定期券の未使用日数（請求当日を含む。）を乗じて端数計算した額を追徴又は払戻しするものとする。この場合、手数料は徴収しない。

（準用規定）

第23条 旅客営業規則第116条及び第117条の規定は、この節において準用する。

第117条 再收受した運賃及び料金の払戻し

（連絡普通券の払戻し）

第24条 連絡普通券の運賃及び料金は、旅客営業規則に定めるほか、運輸上の支障により当社が特に必要と認めた場合を除き、払戻しをすることができない。

第130条 傷病等の場合の普通運賃及び料金の払戻し

第132条 乗車中止による運賃及び料金の払戻し

2 前項の規定により、連絡普通券の払戻しをする場合、払戻し額は既に收受した運賃及び料金から既に乗車した区間に対する普通運賃及び料金又は連絡普通運賃及び料金を差し引いた残額とする。

（通用期間開始前の連絡定期券の払戻し）

第25条 通用期間開始前の定期券が不要となり、又は使用できなくなった旅客から定期券を返付して払戻しの請求があったときは、

（請求当日は含まない。）を乗じて端数計算をした額を追徴又は払戻しをする。

（連絡定期券の区間又は経路変更の特例）

第19条 当社線の路線及びシティバス線の運行系統並びに停留所の廃止等により、旅客がその所持する定期券を提出して、区間又は経路の変更を申し出た場合は、その取扱いをすることができる。

2 前項の取扱いをする場合は、既納の定期運賃の日割額と新たに変更する区間又は経路に対する原定期券と同じ期間の定期運賃の日割額とを比較して差額のあるときは、その差額に定期券の未使用日数（請求当日を含む。）を乗じて端数計算した額を追徴又は払戻しするものとする。この場合、手数料は徴収しない。

（準用規定）

第23条 旅客営業規則第116条及び第117条の規定は、この節において準用する。

第117条 再收受した運賃の払戻し

（連絡普通券の払戻し）

第24条 連絡普通券の運賃は、旅客営業規則に定めるほか、運輸上の支障により当社が特に必要と認めた場合を除き、払戻しをすることができない。

第130条 傷病等の場合の普通運賃の払戻し

第132条 乗車中止による運賃の払戻し

2 前項の規定により、連絡普通券の払戻しをする場合、払戻し額は既に收受した運賃から既に乗車した区間に対する普通運賃又は連絡普通運賃を差し引いた残額とする。

（通用期間開始前の連絡定期券の払戻し）

第25条 通用期間開始前の定期券が不要となり、又は使用できなくなった旅客から定期券を返付して払戻しの請求があったときは、



当該定期券と引き換えに既納の運賃及び料金から手数料220円を差し引いた額を払戻しする。

(通用期間開始後の連絡定期券の払戻し)

第26条 通用期間開始後の定期券が不用となり、又は使用できなくなった旅客から定期券を返付して払戻しの請求があったときは、当該定期券と引き換えに既納の運賃及び料金から次により定めるところにより計算した額を差し引いた額を払戻しする。この場合、手数料として1枚につき220円を徴収する。

- (1) 経過期間が1か月未満のとき 毎日2回乗車したのとして、普通運賃及び料金に使用経過日数(請求当日を含む。)を乗じて得た額。ただし、その額が同種の定期券の1か月の定期運賃及び料金を超えるときは、1か月の定期運賃及び料金とする。
- (2) 経過期間が1か月を超え2か月未満のとき 1か月に相当する定期運賃及び料金並びに1か月に満たない日数について前号により計算した額との合算額
- (3) 経過期間が2か月を超え3か月未満のとき 1か月に相当する定期運賃及び料金の2倍の額並びに1か月に満たない日数について第1号により計算した額との合算額。ただし、その額が同種の3か月の定期運賃及び料金を超えるときは、3か月の定期運賃及び料金とする。
- (4) 経過期間が3か月を超え4か月未満のとき 3か月に相当する定期運賃及び料金並びに1か月に満たない日数について第1号により計算した額との合算額
- (5) 経過期間が4か月を超え5か月未満のとき 3か月に相当する定期運賃及び料金並びに1か月に相当する定期運賃及び料金並びに1か月に満たない日数について第1号により計算した額との合算額
- (6) 経過期間が5か月を超え6か月未満のとき 3か月に相当する定期運賃及び料金並びに1か月に相当する定期運賃及び料金の2倍の額並びに1か月に満たない日数について第1号

当該定期券と引き換えに既納の運賃から手数料220円を差し引いた額を払戻しする。

(通用期間開始後の連絡定期券の払戻し)

第26条 通用期間開始後の定期券が不用となり、又は使用できなくなった旅客から定期券を返付して払戻しの請求があったときは、当該定期券と引き換えに既納の運賃から次により定めるところにより計算した額を差し引いた額を払戻しする。この場合、手数料として1枚につき220円を徴収する。

- (1) 経過期間が1か月未満のとき 毎日2回乗車したのとして、普通運賃に使用経過日数(請求当日を含む。)を乗じて得た額。ただし、その額が同種の定期券の1か月の定期運賃を超えるとときは、1か月の定期運賃とする。
- (2) 経過期間が1か月を超え2か月未満のとき 1か月に相当する定期運賃及び1か月に満たない日数について前号により計算した額との合算額
- (3) 経過期間が2か月を超え3か月未満のとき 1か月に相当する定期運賃の2倍の額及び1か月に満たない日数について第1号により計算した額との合算額。ただし、その額が同種の3か月の定期運賃を超えるとときは、3か月の定期運賃とする。
- (4) 経過期間が3か月を超え4か月未満のとき 3か月に相当する定期運賃及び1か月に満たない日数について第1号により計算した額との合算額
- (5) 経過期間が4か月を超え5か月未満のとき 3か月に相当する定期運賃、1か月に相当する定期運賃及び1か月に満たない日数について第1号により計算した額との合算額
- (6) 経過期間が5か月を超え6か月未満のとき 3か月に相当する定期運賃、1か月に相当する定期運賃の2倍の額及び1か月に満たない日数について第1号により計算した額との合

により計算した額との合算額

(払戻しの特例)

第29条 当社線の路線及びシティバス線の運行系統の新設又は変更により、運賃及び料金区間の少なくなる定期券を所持する旅客は、その定期券を提出して、新定期券への書換並びに運賃及び料金の差額の払戻しを請求することができる。この場合、書換え及び払戻し手数料は徴収しない。

3 当社線の路線及びシティバス線の運行系統並びに駅又は停留所の廃止等により使用できなくなった定期券を所持する旅客が、当該定期券を提出して払戻しの請求をした場合は、日割額に残通用日数（請求当日を含む。）を乗じて端数計算した額を払戻しするものとする。この場合、手数料は徴収しない。

(運賃及び料金の払戻し場所等)

第30条 運賃及び料金の払戻し又は乗車券の引換え、書換え、若しくは再発行の取扱いは、第8条に定める場所において行なうものとする。ただし、関係の事業所及び鉄道又は乗合自動車の車内に掲示して払戻しをする場所を指定したときは、この限りでない。

(準用規定)

第31条 旅客営業規則第131条から第135条までの規定は、この節において準用する。

第132条 乗車中止による運賃及び料金の払戻し

第135条 運行休止の場合の定期券の通用期間の延長又は運賃及び料金の払戻し

附 則

本規則は、2023年4月1日から施行する。

算額

(払戻しの特例)

第29条 当社線の路線及びシティバス線の運行系統の新設又は変更により、運賃区間の少なくなる定期券を所持する旅客は、その定期券を提出して、新定期券への書換え及び運賃差額の払戻しを請求することができる。この場合、書換え及び払戻し手数料は徴収しない。

第30条 当社線の路線及びシティバス線の運行系統並びに駅又は停留所の廃止等により使用できなくなった定期券を所持する旅客が、当該定期券を提出して払戻しの請求をした場合は、日割額に残通用日数（請求当日を含む。）を乗じて端数計算した額を払戻しするものとする。この場合、手数料は徴収しない。

(運賃の払戻し場所等)

第31条 運賃の払戻し又は乗車券の引換え、書換え、若しくは再発行の取扱いは、第8条に定める場所において行なうものとする。ただし、関係の事業所及び鉄道又は乗合自動車の車内に掲示して払戻しをする場所を指定したときは、この限りでない。

(準用規定)

第32条 旅客営業規則第131条から第135条までの規定は、この節において準用する。

第132条 乗車中止による運賃の払戻し

第135条 運行休止の場合の定期券の通用期間の延長又は運賃の払戻し